



# 建産連ニュース

社団 法人 埼玉県建設産業団体連合会

'02/7

No. 93



春日部市総合体育館「ウイング・ハット春日部」

春日部市提供

建産連の SLOGAN  
活動指標

一、建設産業の果すべき社会的使命の重要性を自覚し、この事業を通じて県民福祉の増進に寄与する。

一、建設産業全体が連帶協調し、建設産業の社会的地位の向上に努める。

一、建設産業の経営体質の改善を図り、労働生産性の向上に努める。

一、総合工事業と専門工事業間の新しいパートナーシップを確立し、企業活動の活性化を図る。

一、建設産業の職場環境の改善と作業の安全を図るとともに、建設産業従事者の福祉向上に努める。

## 卷頭言

# 時は流れ 協会創立50周年へ



横田 充穂

緑の美しい5月のヨーロッパ、その幾つかの都市を再訪する機会にめぐまれた。マロニエの花咲くパリは素晴らしかった。そして6月、W杯2002. フランスの一次リーグでの敗退を報じる新聞の見出しに「パリ消沈」とあり、あの市庁舎前の広場が写る。サッカーのワールドカップで前回優勝チーム、2年前には欧州選手権も制したフランスの「栄光の日々」が終わる。少し老いたせいか以前には感じなかったヨーロッパの盛衰の歴史が、ハプスブルグ王朝のことなどもあり胸にしみる。

さて、数年前「文明のネットワーク史観」について京大工学部のI博士の講演を聞いたことがある。四大文明は大河の流域にあり「水のネットワーク」である。ギリシャ・ローマ文明はすべての道はローマに通じるとあるように「道路のネットワーク」である。大航海時代は世界の海を制したものが世界を制した。「海のネットワーク」でもある。近代におけるアメリカは大陸横断鉄道、フォードによる自動車、ライト兄弟に飛行機と「空のネットワーク」も手中にしたと述べる。そして文明とはネットワークであり、ネットワークの先進国が世界の中心になるというものである。

ところで、7年ほど前になるが「マルチメディア時代に思う」と題して、この建産連ニュースの巻頭言に書かせて頂いたことがある。この関連ビジネスで光ファイバー網の設置、遠隔医療、テレビ会議、電子ショッピング等々の多彩なメニューが予定されているとしたが、その多くは実現している。

そして、我が協会は、昭和28年に(社)全国ピー・ビー・エックス協会として設立され、10年後の昭和37年には(社)全国電話設備協会と改称し、平成3年に、現在の(社)情報通信設備協会となり、時は流れ、来年創立50周年を迎えることになる。

我が国経済は、設備投資の減少、高失業率、個人消費の伸び悩みなどにより依然として厳しいものがある。このような状況の中で我が国の国家戦略である「e-Japan戦略」は、「e-Japan重点計画」を策定し推進している。当協会は、ITがあらゆる産業の効率化を促進し、新たな価値を生み出すツールとして非常に重要な役割を担っていくとの認識に立ち、インターネットのブロードバンド化等に取り組みIT化社会の形成に向けて努力を重ねているところである。

しかしながらこのことは、我が情報通信設備協会のみでは困難であり、建産連の関係諸団体とお互いに補完しあい適正利潤を確保しつつ、この膨大なIT市場を共有したいものである。

(社)情報通信設備協会埼玉県支部長)

## 建産連ニュース・目 次

### 表紙写真説明

春日都市総合体育馆「ウイング・ハット春日部」－市民の健康増進を図る、総合スポーツ・レクリエーションの拠点施設として整備（平成14年4月オープン）しました。

また、平成16年開催の「彩の国まごころ国体」の卓球会場として使用します。施設収容 延床面積 12,078.31m<sup>2</sup> メインアリーナ 2,600.00m<sup>2</sup> サブアリーナ 850.00m<sup>2</sup> 客席 3,657席

◆ 卷 頭 言 .....	1
◆ 行政情報	
(1) 埼玉県第八期住宅建設五箇年計画の概要 .....	3
(2) つくばエクスプレス沿線地域整備事業 .....	11
(3) ユニバーサルデザインと建設産業について .....	15
(4) 埼玉県の電子入札導入について .....	20
(5) 埼玉県生活環境保全条例の概要 .....	22
◆ シリーズ特集 「21世紀を展望したまちづくり（その90）」	
— 春 日 部 市 — .....	30
◆ 連合会の動き	
(1) 平成14年度通常総会開催 .....	34
(2) 企業倫理について通知 .....	40
(3) 理事会・委員会報告 .....	41
(4) 全国建設産業団体連合会総会開催 .....	41
◆ 企画シリーズ・彩の国橋めぐり (その6)	
— 豆焼橋・上江橋 — .....	42
◆ 告 知 板	
(1) 開発許可基準運用指針について .....	45
(2) 「彩の国都市づくり指針」について .....	47
◆ 建産連だより	
会員団体の動き .....	48
◆ 建産連会館休館について .....	50
◆ 連合会日誌 .....	51
(助)建設物価調査会案内広告 .....	52

## 行政情報(1)

# 埼玉県が第八期住宅建設五箇年計画発表 (平成13年度～平成17年度)

埼玉県は平成13年度から平成17年度までの埼玉県第八期住宅建設五箇年計画を発表した。第1「住宅政策の基本目標」第2「住宅建設の目標」第3「住宅施策の推進」の3章からなっており、以下全文を掲載する。

## 埼玉県第八期住宅建設五箇年計画

住宅建設計画法（昭和41年法律第100号）第6条第1項の規定により、平成13年度から平成17年度までの埼玉県第八期住宅建設五箇年計画を次のとおり定めます。

### 第1 住宅政策の基本目標

県民が生き生きとした生活を送るために、住宅や住環境、街並みなどの良好な社会的資産が形成され、県民一人ひとりの価値観やライフスタイルに応じて多様な居住が選択できること、誰もが安全で快適な住宅、住環境のもとで安心して暮らせることが基本であると考えます。

このため、住まいだけに留まらず、考え方を住まい・まちづくり政策とし、以下の目標を据え、住まい・まちづくり政策を推進します。

- (1) 誰もが安心して暮らせる住まい・まちづくり
- (2) 豊かさを実感できる住まい・まちづくり
- (3) 循環型社会に対応した住まい・まちづくり
- (4) パートナーシップで築く住まい・まちづくり

### 第2 住宅建設の目標

良質な住宅ストックを形成し、それを適切に維持管理し、市場の中で円滑に流通させることができるように、住宅市場の環境整備を図るほか、適切な市場の誘導・補完を行い、併せて福祉・医療施策等関連する分野との連携を強化することとし、平成13年度以降5か年間の住宅建設の目標を次のとおりとします。

#### 1 居住水準

2010年度（平成22年度）を目途に半数の世帯が、住宅ストックの質の向上を誘導する上での指針となる別記1の誘導居住水準を確保できるようにすることを目標とします。

このため、平成27年度を目指に、床面積100m<sup>2</sup>以上（共同住宅の場合にあっては80m<sup>2</sup>以上）の住宅ストックの割合を全住宅ストックの5割、床面積50m<sup>2</sup>以上（共同住宅の場合にあっては40m<sup>2</sup>以上）の住宅ストックの割合を全住宅ストックの8割と見込むものとします。

また、健康で文化的な住生活の基礎として必要不可欠な水準である別記2の最低居住水準については、特に、大都市地域の借家居住世帯に重点を置いて、その水準未満の世帯の解消に努めるものとします。

#### 2 住宅性能水準

住宅に求められる基本的性能の指針である、別記3の住宅性能水準に基づいて、住宅性能の質の向上に努めるものとします。特に、高齢者等への配慮については、平成27年度において、手すりの設置、広い廊下幅の確保、段差の解消等がなされた住宅ストックの割合を全住宅ストックの2割とするほか、同年度までに、居住者の個別の事情に応じたバリアフリーリフォーム

がなされた住宅ストックを新たに2割形成することを目指します。

### 3 住環境水準

住宅市街地の基礎的な安全性を確保するため、住宅市街地の密集状況や住宅の延焼危険性等の観点から設定する別記4の緊急に改善すべき密集住宅市街地の基準に基づいて、地域の実情を勘案しつつ、密集住宅市街地の速やかな解消に努めるものとします。

また、別記5の住宅市街地の改善等の指針に基づいて、地域の実情を勘案しつつ、良好な住環境の確保に努めるものとします。

### 4 住宅建設戸数

世帯の形成、住替え、建替え等による住宅需要を充足するため、平成13年度以降の5か年間に、適正な規模、構造及び性能・設備を備えた約44万戸の住宅建設並びに約23万件の増改築件数（加齢に伴う身体機能の低下等に対応した改修工事件数を含む。）を見込むものとします。

## 第3 住宅施策の推進

### (1) 誰もが安心して暮らせる住まい・まちづくり

#### ① 高齢社会等への対応

高齢者や障害者の自立と尊厳を守りつつ、介護保険制度等福祉施策との連携やユニバーサルデザインの導入など幅広い面で支え合うシステムづくりを目指します。また、本格的な少子高齢社会を迎えるにあたり、地域の人々との交流を通じて、共働き夫婦等が働きながら安心して子供を育てられる環境づくり等、誰もが安心して暮らせる地域社会の形成を目指します。

#### ② 安全な住環境への誘導

戦後から昭和55年までの間に(昭和56年新耐震構造基準施行)建築された住宅ストック数は約90万戸で全住宅ストックの約4割に達しています。これらの住宅は大規模な地震による倒壊が心配されるだけでなく、密集、接道不良など防災上の問題を抱えるものも少なくありません。このため、都市基盤の整備と住宅の不燃化、耐震化等により、密集住宅市街地の改善や拡大を防止し、災害に対する安全性を高めます。

また、欧米に比べ比較的安全であると言われる日本でも、犯罪は増加傾向にあり、まちづくりを進める上で、防犯という観点が重要です。近年の地域住民の連帯意識の希薄化等により、地域社会がもっていた防犯機能が低下してきており、個々の住宅の防犯性向上とともに地域の防犯対策を促進します。

### (2) 豊かさを実感できる住まい・まちづくり

#### ① 居住水準の向上

県民の方々の多様なライフスタイルに対応できるよう定期借地権を活用するなど良質な借家ストックの形成を支援するとともに、住み替えによる居住水準の向上を目指します。また、新たな住宅開発や既存の大規模公共団地の建替え等においては、まちづくりや土地の有効活用の観点からも、民間事業者と連携しながら、生活関連機能を備えた住宅市街地の整備を促進する等、定住する人を増やし、地域の活力を維持できるよう魅力ある住宅地の形成を目指します。

#### ② 住まい方の提案

これまで自家用自動車の普及や地価の上昇等により、住宅だけでなく、商業、公共、文化、医療等の施設が郊外に立地し、都市の拡散化、中心市街地の空洞化が進んできました。それに伴って高齢者や子供など交通弱者には不便なまちとなっています。今後は、多様な社会的サービスを受けやすい、便利で快適に暮らせるまちなか居住を推進します。

また、過疎地域だけでなく、昭和40年代から50年代にかけて開発された郊外型住宅地においても、店舗や福祉施設などの生活便利施設が整っているとは言い難い状況にあり、また、居住者の高齢化や世帯分離も進んでいます。そこで、これらの住宅地では、介護や子育ても含んだ生活を支援する機能の導入や多様な世代が居住する住宅地への再生を図ります。

### (3) 循環型社会に対応した住まい・まちづくり

#### ① 環境負荷の軽減

近年、地球温暖化等の環境問題が深刻化していることから、住宅を適切に維持管理し、長期間使用することにより、省エネルギー化及び省資源化を図ります。

環境共生住宅や省エネルギー住宅等の環境に優しい住まいづくりは、民間事業者によるモデル事業として試みられています。今後はこれらの試みを地域整備の一環として取組みます。

また、住宅分野においても、地球環境の問題を重要な課題として位置づけ、廃棄物による環境への負担を軽減するため、建設資材の分別解体や廃棄物の再資源化などを促進することにより、廃棄物の発生及び排出を抑制していきます。

#### ② 良質なストックの形成

これまで、新規持家取得を優遇する金融・税制等により、新築住宅中心の住宅市場が形成され、持家取得を最終目標とした住み替えパターンが主流でした。しかし、今後は良質なストックが社会的資産として循環し、様々なライフスタイルに応じて、県民が適正な負担のもとに住宅を選択できるような市場の整備を目指します。

現在ある良質なストックを活用することはもとより、既存のストックを改善し良質なストックに変えるなど住宅の質の向上を容易に行える環境を整備することにより、ストック全体の質の向上を図ります。

また、新たなストックを形成する場合においても、長期間の使用に耐える良質な住宅を建設することを支援します。

### (4) パートナーシップで築く住まい・まちづくり

#### ① 産・学・官の連携

近年、欠陥住宅やシックハウスなど目に見えない住宅の質や性能に関する不安や関心が高まっており、これらに的確に応えた相談体制を整備するとともに、県民の方々や民間事業者が、住まい・まちづくりに関する情報を、身近な場所で迅速に得られるようなネットワークの整備を進めます。また、県民の理解と信頼を得ながら施策を実施するため、住まい・まちづくりに関する情報を積極的に提供していく体制を整備します。

また、産・学・官の連携による住宅生産の合理化や技術開発に関する研究を通じて、地域の住宅関連産業の振興を図ります。

#### ② 県民、NPO等との協調

県と市町村、及び公的機関の連携だけでなく、県民、民間事業者、NPO、様々な分野の専門家やボランティア等などとの連携のもとに、地域の豊かな自然、景観や街並みに配慮するなど、住まいとまちの質を高めています。また、住民の方々の手によって進める住まい・まちづくりを支援します。

また、分譲マンションは、県内に20万戸を超えるストックがあります。しかしながら、維持管理や修繕、将来の建替え等について、共同住宅ゆえの様々な課題があり、これらを解決するために、住民を支援する体制を整備します。

## 別記1 誘導居住水準

### (a) 一般型誘導居住水準

- (1) 一般型誘導居住水準は、都市の郊外及び都市部以外の一般地域における戸建住宅居住を想定したものである。
- (2) 居住室等の構成及び規模については、次の条件を満たすものとする。
  - ① 各居住室の構成及び規模は、個人のプライバシー、家庭の団らん、接客、余暇活動等に配慮して、適正な水準を確保する。
  - ② 専用の台所その他の家事スペース、水洗便所、洗面所及び浴室を確保する。
  - ③ 高齢者同居世帯については、②に加えて、高齢者専用の水洗便所及び洗面所を確保する。
  - ④ 世帯構成に対応した適切な収納スペースを確保する。
- (3) 上記の条件を満たす住宅の規模は、標準的な世帯構成の場合、世帯人員に応じて次のとお

りとする。

世帯人員	居住室面積 (内 法)	住戸専用面積 (壁 芯)
1人	27.5m <sup>2</sup> (16.5畳)	50m <sup>2</sup>
1人 (中高齢単身)	30.5m <sup>2</sup> (18.5畳)	55m <sup>2</sup>
2人	43.0m <sup>2</sup> (26.0畳)	72m <sup>2</sup>
3人	58.5m <sup>2</sup> (35.5畳)	98m <sup>2</sup>
4人	77.0m <sup>2</sup> (47.0畳)	123m <sup>2</sup>
5人	89.5m <sup>2</sup> (54.5畳)	141m <sup>2</sup>
5人 (高齢単身を含む。)	99.5m <sup>2</sup> (60.5畳)	158m <sup>2</sup>
6人	92.5m <sup>2</sup> (56.5畳)	147m <sup>2</sup>
6人 (高齢夫婦を含む。)	102.5m <sup>2</sup> (62.5畳)	164m <sup>2</sup>

- 注 1. 標準的な世帯構成とは、世帯人員3人以上の場合、夫婦と分離就寝すべき子供により構成される世帯をいう。
2. 居住室面積には、寝室、食事室、台所（または食事室兼台所）、居間及び余裕室のみを含む。
3. 住戸専用面積には、寝室、食事室、台所（または食事室兼台所）、居間、余裕室、便所、浴室、収納スペース等を含むが、バルコニーは含まない。

(b) 都市居住型誘導居住水準

- (1) 都市居住型誘導居住水準は、都市の中心及びその周辺における共同住宅居住を想定したものである。
- (2) 住居室等の構成及び規模については、次の条件を満たすものとする。
- ① 各居室の構成及び規模は、都市における利便性を考慮しつつ、個人のプライバシー、団らん等に配慮して、適正な水準を確保する。
  - ② 専用の台所その他の家事スペース、水洗便所、洗面所及び浴室を確保する。
  - ③ 高齢者同居の世帯については、②に加えて、高齢者専用の水洗便所及び洗面所を確保する。
  - ④ 世帯構成に対応した適切な収納スペースを確保する。
- (3) 共同住宅における共同施設について
- ① 中高層住宅にあっては、必要に応じてエレベーターを設置する。
  - ② バルコニー、玄関まわり、共同廊下等の適正な広さを確保する。
  - ③ 集会所、子供の遊び場等の設置及び駐車場の確保に努める。
  - ④ 自転車置場、ゴミ収集スペース等を確保する。
- (4) 上記の条件を満たす住戸の規模は、標準的な世帯構成の場合、世帯人員に応じて次のとおりとする。

世帯人員	居住室面積 (内 法)	住戸専用面積 (壁 芯)
1人	20.0m <sup>2</sup> (12.0畳)	37m <sup>2</sup>
1人 (中高齢単身)	23.0m <sup>2</sup> (14.0畳)	43m <sup>2</sup>
2人	33.0m <sup>2</sup> (20.0畳)	55m <sup>2</sup>
3人	46.0m <sup>2</sup> (28.0畳)	75m <sup>2</sup>
4人	59.0m <sup>2</sup> (36.0畳)	91m <sup>2</sup>
5人	69.0m <sup>2</sup> (42.0畳)	104m <sup>2</sup>
5人 (高齢単身を含む。)	79.0m <sup>2</sup> (48.0畳)	122m <sup>2</sup>
6人	74.5m <sup>2</sup> (45.5畳)	112m <sup>2</sup>
6人 (高齢夫婦を含む。)	84.5m <sup>2</sup> (51.5畳)	129m <sup>2</sup>

- 注 1. 標準的な世帯構成とは、世帯人員3人以上の場合、夫婦と分離就寝すべき子供により構成される世帯をいう。  
 2. 居住室面積には、寝室、食事室、台所（または食事室兼台所）及び居間のみを含む。  
 3. 住戸専用面積には、寝室、食事室、台所（または食事室兼台所）、居間、余裕室、便所、浴室、収納スペース等を含むが、バルコニーは含まない。

## 別記2 最低居住水準

- (1) 居住室等の構成及び規模については、次の条件を満たすものとする。
- ① 各居住室の構成及び規模は、個人のプライバシー、団らん等に配慮して、自立した生活を営む上で最低限必要な水準を確保する。
  - ② 専用の台所その他の家事スペース、便所、洗面所及び浴室を確保する。
  - ③ 世帯構成に対応した適切な収納スペースを確保する。
- (2) 共同住宅における共同施設について、中高層住宅にあっては、必要に応じてエレベーターを設置する。
- (3) 上記の条件を満たす住戸の規模は、標準的な世帯構成の場合、世帯人員に応じて次のとおりとする。

世帯人員	居住室面積 (内 法)	住戸専用面積 (壁 芯)
1人	7.5m <sup>2</sup> (4.5畳)	18m <sup>2</sup>
1人 (中高齢単身)	15.0m <sup>2</sup> (9.0畳)	25m <sup>2</sup>
2人	17.5m <sup>2</sup> (10.5畳)	29m <sup>2</sup>
3人	25.0m <sup>2</sup> (15.0畳)	39m <sup>2</sup>
4人	32.5m <sup>2</sup> (19.5畳)	50m <sup>2</sup>
5人	37.5m <sup>2</sup> (22.5畳)	56m <sup>2</sup>
6人	45.0m <sup>2</sup> (27.0畳)	66m <sup>2</sup>

- 注 1. 標準的な世帯構成とは、世帯人員3人以上の場合、夫婦と分離就寝すべき子供により構成される世帯をいう。  
 2. 居住室面積には、寝室、食事室兼台所のみを含む。  
 3. 住戸専用面積には、寝室、食事室兼台所、便所、浴室、収納スペース等を含むが、バ

ルコニーは含まない。

### 別記3 住宅性能水準

この水準は、居住者ニーズ及び社会的要請に応える基本的性能を有する良質な住宅ストックを形成するための指針となるものであり、その内容は以下のとおりとする。

#### (1) 耐震性等

想定される大規模地震・暴風等による加重・外力に対し、構造躯体が倒壊等に至らないよう、耐震性能を含む構造強度について、適正な水準を確保する。

#### (2) 防火性

火災に対して安全であるように、延焼防止及び避難のしやすさについて、適正な水準を確保する。

#### (3) 耐久性

長期の安定した居住を可能とする耐久性を有するように、構造躯体の劣化防止について、適正な水準を確保する。

#### (4) 維持管理への配慮

設備配管等の維持管理・修繕の容易性について、適正な水準を確保する。

また、増改築・改装及び模様替えの容易性について、適正な水準を確保する。

#### (5) 省エネルギー性

暖冷房等に係るエネルギーの使用の合理性が図られるように、結露の防止などに配慮しつつ、断熱性、機密性等について、適正な水準を確保する。

#### (6) 保健性

清浄な空気環境を保つため、内装材等からの汚染物質発生防止、換気等について、適正な水準を確保する。また、住戸内の室温差が少ないよう、適正な水準を確保する。

#### (7) 開放性

外壁の開口部からの採光等について、適正な水準を確保する。

#### (8) 遮音性

隣接住戸、上階住戸からの音等が日常生活に支障とならないように、居室の界床及び界壁、外壁の開口部の遮音について、適正な水準を確保する。

#### (9) 高齢者等への配慮

加齢による一定の身体機能の低下等が生じた場合にも基本的にはそのまま住み続けることができるよう、段差の解消、廊下幅の確保、手すりの設置等に関し、日常生活の安全性及び介助行為の容易性について、適正な水準を確保する。

#### (10) その他

家具等の転倒防止、落下物の防止、ガス漏れ・燃焼排ガスによる事故の防止、防犯、防水性、雑排水の処理、解体処理、リサイクルの容易性について、適正な水準を確保する。

### 別記4 緊急に改善すべき密集住宅市街地の基準

この基準は、住宅市街地の基礎的な安全性を確保するための指針となるものである。その内容は、以下のとおりとする。

緊急に改善すべき密集住宅市街地は、(1)の住宅市街地の密集度の基準に該当するもののうち、(2)の倒壊の危険性又は(3)の延焼危険性等の基準に該当するもの（これらと同等の水準を規定すると、認められる基準に該当するものを含む。）とする。

#### (1) 住宅市街地の密集度

1ヘクタール当たり80戸以上の住宅が密集する。一団の市街地であること（市街地の街区の特性を勘案して一戸当たりの敷地面積が著しく狭小な住宅（3階建て以上の共同住宅を除く）が大半（2/3以上）を占める街区を含むものに限る。）

#### (2) 倒壊危険性

大規模地震による倒壊危険性の高い住宅が過半を占めていること

(3) 延焼危険性及び避難、消火等の困難性

耐火に関する性能が低い住宅が大半（2/3以上）を占めており、かつ、幅員4m以上の道路に適切に接していない敷地に建つ住宅が過半を占めていること

#### 別記5 住宅市街地の改善等の指針

この指針は、住宅市街地の改善等を図ることにより、地域の実情に応じた良好な住環境の確保のための指針となるものである。その内容は、以下のとおりとする。

(1) 住宅市街地における住環境水準の項目について

住環境の現状、課題等を把握し、整備、誘導等の方向性を示すための要素となる住環境水準の項目は、次のとおりとする。

① 安全性について

イ 地震・大規模な火災に対する安全性について

地震による住宅の倒壊及び大規模な火災に対して安全であること。

ロ 自然災害に対する安全性について

出水、がけの崩壊等の自然災害に対して安全であること。

ハ 日常生活の安全性について

共同住宅については、道路から住棟内に至るまでの通路は、高齢者、身体障害者等をはじめ歩行者が安全に移動できるよう配慮されていること。

ニ 犯罪発生の防止について

犯罪の発生による住環境の阻害がないように、犯罪発生の防止に配慮されていること。

ホ 公害の防止について

騒音、振動、大気汚染、悪臭等による住環境の阻害がないこと。

② 利便性について

イ 交通機関の利便性について

通勤、通学等において公共交通機関の利用が容易であること。

ロ 生活関連施設等の利便性について

教育、医療、福祉、購買等の日常生活に対する各種生活関連施設や健康・文化施設、交流余暇施設等の利用が容易であること。

③ 快適性について

イ 自然環境に関する快適性について

緑等の自然を確保し、自然環境に関する快適性を享受することができること。

ロ 市街地の空間のゆとりに関する快適性について

住戸、住棟の隣棟間隔、空地等を有し、日照、採光、眺望、プライバシー等が立地条件等に応じて適切に確保されていること。

ハ 美観的快適性について

地域の気候、風土、文化等に即して、良好な美観を享受することができること。

④ 持続性について

イ 良好的なコミュニティ及び市街地の持続性について

地域の良好的なコミュニティを維持し、住宅の適切な建替え等により良好な住環境が維持できること。

ロ 環境への負荷の低減の持続性について

省エネルギー、省資源の取り組みにより環境への負荷の低減が持続できること。

(2) 住環境水準の指標について

住環境水準の指標は、住宅市街地における住環境水準の項目を即地的に住宅市街地に適用するための具体的な尺度となるものであり、住環境水準の項目ごとに次のとおり例示する。

なお、住環境水準の指標は、全国において共通の計測方法を用いる共通指標と地域の実情、住環境の改善の方向等に応じて地方公共団体が計測方法を選択できることとする選択指標から構成する。

項目	指標（共通指標、選択指標の別）
① 安全性 イ 地震・大規模な火災に対する安全性 ロ 自然災害に対する安全性 ハ 日常生活の安全性 ニ 公害の防止	住宅の密度又は狭小敷地の場合、倒壊危険性の高い住宅の割合、耐火に関する性能が低い住宅の割合、幅員4m以上の道路等に適切に接していない敷地の割合及び消防活動が困難な敷地の場合 (共通指標) 出水、がけの崩壊、土石流等の危険性のある区域の有無 (共通指標) 道路から住棟内に至るまで安全に移動できるよう配慮された通路を有する共同住宅の割合 (共通指標) 騒音、大気汚染等に関する環境基準に適合しない区域の有無並びに振動及び悪臭に関する規制基準等に適合しない事業場等の有無 (共通指標)
② 利便性 イ 交通機関の利便性 ロ 生活関連施設等の利便性	最寄りの公共交通機関（鉄道駅、バス停）までの距離 (共通指標) 次に掲げる生活関連施設等のうち、地域の実情等に応じて選択した施設までの平均距離 1 教育、医療、福祉、購買等の生活関連施設 2 健康・文化施設、交流・余暇施設 (選択指標)
③ 快適性 イ 自然環境に関する快適性 ロ 市街地の空間のゆとりに関する快適性 ハ 美観的快適性	地区面積に対する緑に覆われた面積の比率 (共通指標) 次に掲げる指標から、地域の実情等に応じて選択できるものとする。 1 人口1人当たりの空地面積 2 建築物の延べ面積に対する空地面積の比率 3 有効空地率 (選択指標) 次に掲げる指標から、地域の実情等に応じて選択できるものとする。 1 風致地区、建築協定、地区計画等美観の形成、保全を目的とした区域の指定比率 2 建築物の壁面の位置、高さその他建築物等の形態若しくは意匠又は垣若しくはさくの構造の統一性 (選択指標)
④ 持続性 イ 良好的なコミュニティ及び市街地の持続性 ロ 環境への負荷の低減の持続性	次に掲げる指標から、地域の実情等に応じて選択できるものとする。 1 幅員4m以上の道路等に適切に接していない敷地の割合 2 狹小敷地の割合 3 世帯規模と住宅規模の適合比率 (選択指標) 次に掲げる指標から、地域の実情等に応じて選択できるものとする。 1 地区面積に対する雨水の浸透性のある地盤面積の比率 2 地区面積に対する緑に覆われた面積の比率 (選択指標)

## 行政情報(2)

# つくばエクスプレス沿線整備事業について

埼玉県県土整備部都市整備公園課

### 1. 背景・目的

つくばエクスプレス沿線地域と鉄道新線の一体的な整備は、1都3県にまたがる国家的、広域的プロジェクトとして、平成元年6月に制定された「大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法」（宅鉄法）に基づき、各都県において18地区約3,000haで整備が進められています。

この整備により、現在の常磐線の混雑緩和や交通不便地域の利便性の向上及び首都圏における大量の住宅地の供給を促進するとともに、沿線地域の産業基盤の整備や新市街地の形成による地域の活性化に寄与することを目的としています。

なお、平成13年当初には、沿線地域の愛称が一般公募により「みらい平（だいら）・いちさと」に決定しました。

この愛称については、広大な関東平野に未来へと連なるまちが生まれることを表現する「みらい平」と、まとまり・交流・賑わいを示す「いち（一、市）さと（里、郷）」の意味を持っています。

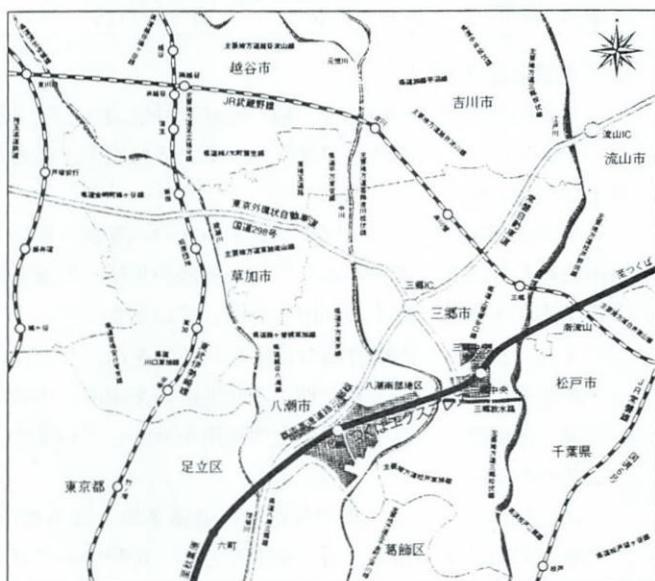
### 2. 県内沿線地域の状況

つくばエクスプレス沿線地域である八潮市及び三郷市は、都心から約15～20kmの距離に位置しており、都心部への近接性を反映して、地域全体にわたって農地転用等による、工場・倉庫及び住宅等の立地が目立ち、住・工混在が顕著となっています。

また、道路交通網としては、地域内に首都高速6号線、常磐自動車道、東京外郭環状道路が整備されており、八潮ランプ及び三郷ジャンクションからのアクセスも良好な交通至便地であることから、当該地域の持つポテンシャルは非常に高いものとなっています。

この地域におきましては、八潮市内の八潮南部西、東、中央の3地区（八潮南部地区と総称します）と三郷市内の三郷中央地区の合計4地区で土地区画整理事業が実施されています。

八潮南部地区及び三郷中央地区位置図



### 3. 沿線地域整備の基本方針

- (1) 八潮南部地区では、八潮市の「第4次八潮市総合計画」の基本理念である「生涯学習によるまちづくり」に基づき、新たな市の顔となる活気あふれる中心市街地の形成や住宅と職場の調和のとれたまちづくりを目指すとともに、都心に近い立地環境とモノづくりの基盤を活かし、環境に配慮しながら「産業・仕事と生活・暮らし」が共存する「工房・住宅都市づくり」を推進しています。
- (2) 三郷中央地区では、三郷市の「第3次三郷市総合計画」の基本理念である「独自性と魅力ある地域社会の創造」に基づき、「水と緑と出会いのまち みんなで創るふるさと三郷」を目指し、多種多様な高次都市機能の集積を図るとともに、人と人との交流や活動の場となり、豊かな水と緑にふれあうことのできる「親水交流都市」づくりを推進しています。

### 4. 事業の概要

#### (1) 土地区画整理事業の概要

八潮市及び三郷市内の4地区約374haの区域において、県、八潮市及び都市基盤整備公団がそれぞれ分担し、鉄道建設と一体的に地区画整理事業を実施しており、沿線地域の顔となる新駅を中心に都市基盤整備や良好な住宅地供給を行い、魅力と風格のあるまちづくりを推進しています。

地区画整理事業の概要

地区名	八潮南部西	八潮南部中央	八潮南部東	三郷中央
施工者	埼玉県	都市基盤整備公団	八潮市	都市基盤整備公団
施工面積	約99ha	約72ha	約88ha	約115ha
計画人口	約10,400人	約7,500人	約9,100人	約12,900人
権利者数	899人	604人	867人	925人
平均減歩率	32.8%	37.8%	33.3%	37.8%
事業費	約434億円	約465億円	約428億円	約706億円
事業期間	H9～H26	H9～H26	H9～H26	H9～H27

#### ○ 八潮南部地区

八潮南部地区については、約259haの地域において、埼玉県（西地区）、都市基盤整備公団（中央地区）、八潮市（東地区）がそれぞれ施工主体となって整備を進めています。

##### <土地利用計画>

八潮南部地区は、つくばエクスプレスの八潮駅（仮称）が設置されることから、新駅周辺を市の新たな商業・業務核として都市機能の集積と促進を図るほか、幹線道路沿いには、主に沿道型商業・業務系の土地利用を計画しています。

また、都心への近接性及び新駅の利便性を活かした住宅地を整備するとともに、既存の工場・倉庫等の事業所が多く立地する西地区的東南部、中央地区的南部、東地区的北東部及び首都高速道路西側には、工業系の土地利用を計画しています。

##### <公共施設計画>

道路については、八潮南部地区の連絡道路となる都市計画道路堺三郷線（幅員27m）及び八潮三郷東西線（幅員27m）を主軸とし、新駅へのアクセス道路となる駅前通り北口線及び南口線（幅員30m）や八潮旧市街地と本地区を結ぶ八潮南北線（幅員27m）の他、17路線を幹線

及び補助幹線道路として計画しています。

また、公園については、3地区で近隣公園5か所、街区公園9か所を誘致距離を考慮しながら、適切に配置しています

特に八潮駅南口駅前の近隣公園は、駅前広場に連続するまとまりのある緑陰空間と広場空間のゾーンからなっており、市民の新たな憩いの場となるものです。

さらに、調整池については、整備に必要となる貯留機能を確保するため、3地区合わせて9か所設置するとともに、周辺環境に配慮したビオトープなども取り入れ、緑と水辺に親しむことのできる空間とされています。

#### ○ 三郷中央地区

三郷中央地区については、約115haの区域を都市基盤整備公団が施工主体となって整備を進めています。

##### <土地利用計画>

本地区は、つくばエクスプレスの三郷中央駅（仮称）が設置されることから、新駅周辺を市のシンボル的な都市拠点として、活気あふれ、にぎわいのある市街地形成を図るとともに、良好な住宅地が整備できるよう土地利用を計画しています。

また、地区外の土地利用との整合を図りつつ、三郷放水路際の地区南側には工業系の土地利用を計画しています。

##### <公共施設計画>

道路については、本地区が南北に長いことから、南北方向に走る都市計画道路新和吉川線（幅員27m）を主軸とし、新駅へのアクセス道路となる三郷中央駅前通り線（幅員27m）及び新駅を中心とする道路ネットワークを図る三郷中央南通り線（幅員29m）などの他、9路線を幹線及び補助幹線として計画しています。

また、公園については、近隣公園2か所及び街区公園4か所を誘致距離を勘案して、適宜配置しています。

特に、駅前広場に隣接する近隣公園は、地区内を流れる第二大場川と一体的に整備を行うことで、市のシンボルパーク的役割を果たすとともに、イベント広場や水辺広場などにより、人々が水と緑に親しむことのできる、憩いの場・癒しの場となるものです。

さらに、調整池及び調節地については、整備に必要となる貯留機能を確保するため、調整池2か所を設置するとともに、街区公園や河川と隣接していることから、ビオトープなどを取り入れた一体的な整備を行うことで市民のふれあいの場、活動の場となる親水交流空間をつくります。



八潮南部地区整備状況



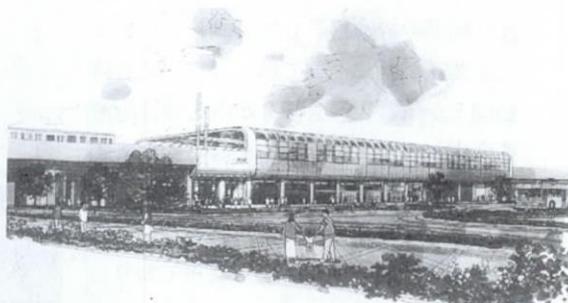
三郷中央地区整備状況

## (2) つくばエクスプレスの概要（参考）

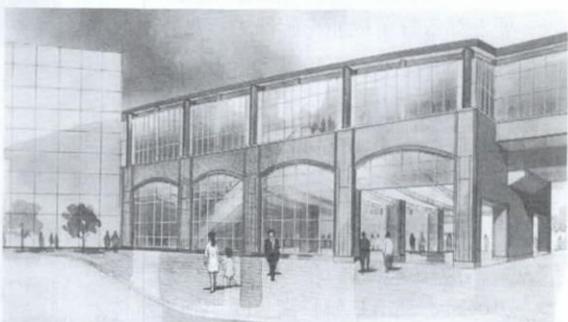
つくばエクスプレスの整備は、平成17年度の開業を目指しており、東京都の秋葉原駅から埼玉県、千葉県を経由して、茨城県のつくば駅に至る約58.3kmの総延長と20駅を有する都市高速鉄道です。

今まで東京～つくば間の所要時間は、常磐線経由で85分、高速バス経由で65分かかっていましたが、つくばエクスプレスの開通により大幅に短縮され、45分となります。

また、県内においては、八潮市及び三郷市を通過する約7.4kmの区間延長であり、一部地下区間もありますが、ほとんど高架橋で建設され、八潮駅及び三郷中央駅（いずれも仮称）の高架新駅が設置される予定です。



八潮駅（仮称）イメージ



三郷中央駅（仮称）イメージ

## 5. 事業の経緯

- ・昭和60年7月 「運輸政策審議会」において、常磐新線が答申される。
- ・平成元年6月 「宅鉄法」が制定される。  
この宅鉄法により、宅地開発と鉄道整備を一体的かつ円滑に推進し、良好な住宅地の供給を促進するものです。
- ・平成3年10月 「宅鉄法」に基づく基本計画が、運輸省、建設省、自治省に承認される。
- ・平成8年度 都市計画決定（八潮南部地区及び三郷中央地区）される。
- ・平成9年度 事業許可（八潮南部地区及び三郷中央地区）を受ける。
- ・平成11年度～ 平成13年度一部仮換地指定、鉄道施設区内の家屋移転や宅地造成工事、街路築造工事及び、調整池築造工事などを実施しています。
- ・平成13年1月 沿線地域ネーミング「みらい平・いちさと」に決定した。
- ・平成13年2月 常磐新線の正式名称が「つくばエクスプレス」に決定した。

## 6. 今後のスケジュール

平成17年度の鉄道開業と街びらきに向けて、駅前広場や新駅へのアクセス道路に係わる家屋移転補償を優先的に行うとともに、宅地造成、街路築造、調整池築造などの工事についても重点化を図り、実施していきます。

また、鉄道開業1年前の平成16年度から保留地の販売を行い、円滑な事業推進と早期に良好な住宅地の供給を図っていきます。

今後とも、快適かつ安全で緑豊かな住環境に恵まれた魅力と風格のあるまちづくりに向けて、各施行者と連携を図るとともに地元地権者の協力を得ながら、関係者一丸となって取り組んでまいります。

## 行政情報 (3)

●すべての人に配慮したまち、施設づくりのために

# ユニバーサルデザインと 建設産業について

埼玉県総合政策部文化振興課

「ユニバーサルデザイン」という言葉を御存知ですか。最近テレビのコマーシャルでも文房具メーカーがこの言葉を使ってPRをしています。ちょっと聞くと、製品づくりの分野で使われる言葉のように思われます。ところが奥は深いものがあります。

建設産業の分野でもこれから重要なキーワードの一つになることは間違いません。

今回はこのユニバーサルデザインについて解説をいたします。新しい考え方ですから、特に事例を中心としてわかりやすく説明します。埼玉県は現場主義が第一ですから。

### ■ ユニバーサルデザインとは

まず言葉の説明からいたしましょう。初めに、「ユニバーサルデザイン」を分解してみます。「ユニバーサルデザイン」を分解すると「ユニバーサル」と「デザイン」に分かれます。前半の「ユニバーサル」は「普遍的な、万人に向けて」などの意味があります。後半の「デザイン」は既に日常用語ですが、どちらかというと、物（製品）を見た目良く作る手法のように感じますが、実は「計画」するという意味がこの場合正しくなります。

つまり、ユニバーサルとデザインを組み合わせた「ユニバーサルデザイン」は日本語に直訳すれば「万人のために計画する」が正しい意味です。では万人のために計画するとは何をどうするということでしょうか。

具体的に、県ではこう言ってます。「まち、施設、物（製品）、サービスなどをつくるとき、年齢や性別が違っても、障害があるとなかろうと、埼玉県に暮らしているすべての人が使いやすいようにしようではないか」これが「ユニバーサルデザイン」の定義です。

しかし、ここでまた疑問です。すべての人が使いやすい、まち、施設、物（製品）サービスは、一体どういうものを指すのでしょうか。

そのためには、まず「すべての人」この言葉の意味をきちんと理解することが大切です。

## ■ すべての人に配慮して

身の回りを見渡してください。そういえば親戚のところでこの間「赤ちゃん」が生まれたし、別な親戚には、近ごろ足腰が弱くなったおばあちゃんがいるなど、随分身の回りにもいろいろな人が暮らしていると思います。なかには身近な人が障害者の方もいるでしょう。それに、外国人の友人を持っている人も珍しくなくなりました。

こうした回りにいる様々な人たちが「すべての人」です。

「すべての人」はとても幅の広い考え方です。例えば年齢で分けてみましょう。赤ちゃん（または赤ちゃんを連れている人）、幼児、子供、生徒、学生、青年、中年、壮年、お年寄り（分類は必ずしも正しくありませんが、きっとこんな感じでしょう）

また、こんな分け方もあります。健常者（あまり健常者という言葉は使いたくありませんが便宜上）と障害者です。その障害者も様々です。肢体不自由者、視覚障害者、聴覚障害者などです。後でも述べますか、障害者の必要なことを的確に捉えるのもユニバーサルデザインの実現には重要です。

日本人と外国人という分け方もあります。この場合は外国人は、国籍によってもっと多種に分かれるでしょう。

「すべての人」についてはだいたいわかっていただけたでしょうか。これだけ幅の広い人たちを考慮しなくてはなりません。

次にこうした「すべての人」が使いやすい「まち、施設、物（製品）、サービス」とはどんなものでしょうか。

## ■ ユニバーサルデザインの視点での事例

これからは、事例を紹介しながら説明します。

まずは写真1をご覧下さい。

写真は文房具メーカーの書類とじです。ちょっと見ただけでは、今までの製品と変わらないようですが、いくつかポイントがあります。まず、テコの原理を利用しているので、従来の製品の半分の力で書類をとじることができます。そして机の上に置いても底が広く安定しているため、写真2（右手で書類を挟んでいるところ）と写真3（右手で書類をとじているところ）のように、机に置いたままで書類をとじることができます。

さて、ここが注目です。写真2と写真3を見て何か気づかれませんでしたか。実は、この写真で使用しているのは右手だけなんです。普通、

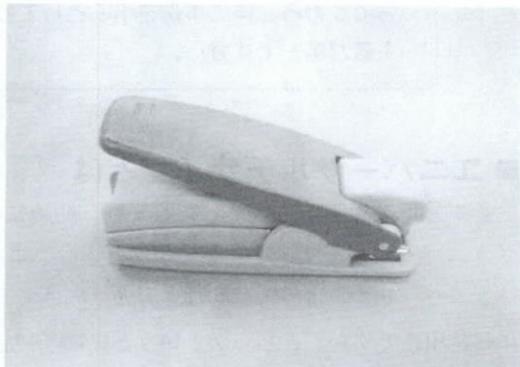
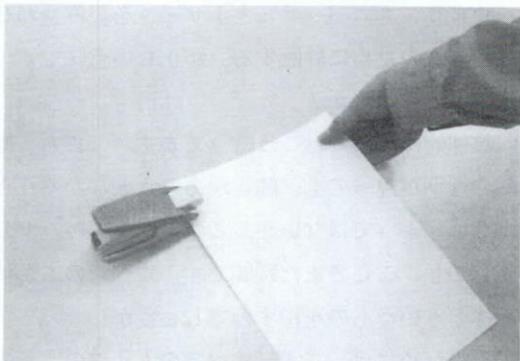


写真1 置いても安定している書類とじ



写 真 2

書類とじを使うときは、右利きの人であれば、左手で書類を持ち、右手で書類とじを使います。

(左利きはだいたい反対ですね。やってみてください。) 机の上に置いて使用すると、右手だけで利用できるということです。

つまり、左手がなんらかの理由で使えない人(もしくは右手が使えない人)にとって、机の上で安定している書類とじは片手でも使えるということです。

この製品は力の弱い人や片手しか使えない人にも使いやすい商品を目指したということで、なるべく「すべての人」が使いやすい物(製品)づくりを目指しています。

こうしたユニバーサルデザインに配慮した物(製品)は今、市場にたくさん出ていますが、詳しいことは、別の機会に紹介させていただくことにして、読者の皆さん専門分野である「建設産業」とどのように関係するか次に紹介しましょう。

## ■ まちづくりとユニバーサルデザイン

まずは「まち」です。

「まち」といっても言葉が漠然とし過ぎてますね。ここでは、「まち」をいろいろな部分(パート)に分けて考えましょう。

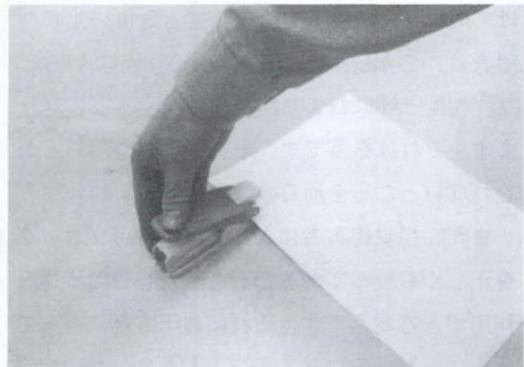
パソコンによる、まちづくりのシミュレーションをなさった方はいらっしゃいますか。「まち」をつくるのに様々な部分(パート)を組み合わせていくゲームです。あれを思い浮かべてください。

まず、道路を造り、公共施設・住宅を建て、工場・商店街を造り、駅・鉄道など公共交通機関を造っていく。それぞれが「まち」を構成する部分です。

では「道路」からいきましょう。

## ■ 道路環境のユニバーサルデザイン

写真4は熊谷市星川通りです。ユニバーサルデザインされていると言っていいでしょう。どこがそうかというと写真4は交差点の状況ですか、車道と歩道がフラットで接続されています。歩道を歩いてきたお年寄り、車いすの方が車道の手前で変な勾配に悩むことがありません。写真5はその歩道をずっと行き、車道が歩道より低くなったところです。(歩道はずっと水平を保っています) 車の出入り口のこうしたところでも、車のために車道に向けて勾配を付



写 真 3

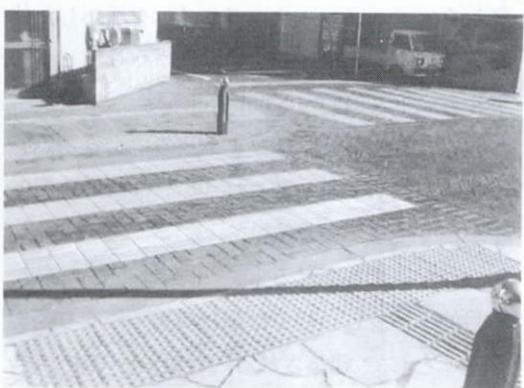


写真4 歩道と車道の段差がほとんどない道路

けていません。歩道を直進してきた車いすの利用者は、こうしたところで勾配がついていると（片勾配と呼ばれます）たいへん不安になります。それはそうです。車道側にいつ落ちるかしれないところを通るのはいやですよね。

また、視覚障害者にとっては、誘導ブロックを正しく敷設してあることも、安心して歩道を利用できる要素です。それにお年寄りにとってはところどころにあるベンチもありがたい配慮です（写真6）。お年寄りの中には100メートル歩くことでえたいへんな方もたくさんいらっしゃいます。

ユニバーサルデザインされた歩道の整備については、その幅や整備の手法について様々な要素が必要です。ここでは詳細に解説する余裕がありませんが、国土交通省の「ホームページ」に情報があります。（交通パリアフリー法に基づく重点整備地区向けの基準・ガイドラインですが、もちろん一般の歩道整備に応用できる情報です。）

- <http://www.mlit.go.jp/road/index.html> から「歩行者・自転車」→「パリアフリー」と進んでご覧ください。

## ■ 公共施設のユニバーサルデザイン

続いて「公共施設」です。これはもっと様々な配慮が必要です。

公共施設について事例も豊富にありますが、詳しくは「ユニバーサルデザインを活かした建築設計（誰もが使いやすい建物づくり・ビジュアルガイド2001）」1,200円（税込）

問い合わせ：静岡県建築士事務所協会（電話）054-255-8931 をご覧ください。他県の資料ですが良くできています。

一つだけ例を上げると、「トイレ」です。特に多目的トイレについては福祉のまちづくり条例を基準として、建築されることが多いですが、今ではもっといろいろな要素が必要です。写真7



写真5 勾配がほとんどない歩道。もう少し広いとより使いやすい。



写真6 気軽に腰かけられるとありがたい。



写真7 ユニバーサルデザイントイレ  
中央がオストメイト対応の洗浄器、  
手前は大人用ベッド

はユニバーサルデザイン・トイレといえる例です。オストメイトへの対応がされています。また、子供用のベッドだけでなく、重度身体障害者に配慮して、最近では大人用のベッドが設備されるところも増えています。

なるべく「すべての人」が利用しやすいようにつくるのですから、その意味でトイレはすべての人が利用することが最も多く、また、設備について最も難しいものです。このあたりは、県のユニバーサルデザイン・ホームページにも詳しく掲載する予定です。

## ■公園づくりとユニバーサルデザインの配慮

公園を造るときもユニバーサルデザインの視点が必要です。車いすで公園内を散策できるようにするにはどうしたら良いか。視覚障害者でも匂いで楽しめる公園づくりはどうか。などいろいろな視点で考えることができます。例えば、車いす利用者でも楽しめるように花壇を高い位置に造るなどの方策があります。すでに、大阪府の公園で実現されています。

## ■バリアフリーとユニバーサルデザイン

さて、ここまで読んでくると、では前から言っていた「バリアフリー」と「ユニバーサルデザイン」はどう違うの。という疑問が湧いてくるかもしれませんね。

バリアフリーは今まであったバリアー（障壁）をフリー（無くす）にすることです。これに比べて、ユニバーサルデザインはバリアフリーを一步進めて、最初からバリアー（障壁）を無くすように社会づくりをしようとするものです。

はじめからなるべく、すべての人に配慮して物事を進めれば、あとで手直しすることも最小限になります。そして、バリアフリーにはない様々な発想も可能になります。

もちろん、バリアフリーもユニバーサルデザインもみんなが暮らしやすい社会づくりを進めるという目標は同じです。しかし、まち、施設をこれから造るのであれば、最初から「ユニバーサルデザイン」の視点を持つことが大切です。

## ■限りなく発展するユニバーサルデザインに配慮された〔まち〕

ユニバーサルデザインに配慮された様々な部分（パーツ）を持つ「まち」は、すべての人が暮らしやすいのですから、これから発展が約束されたようなものです。

全国の中でも、まだまだ、若く活力のある埼玉県は、まち、施設がこれからも造られます。その造られる、まち、施設がすべての人に使いやすいようにユニバーサルデザインの考え方を反映していきたいものです。



写真8 車いすでも植物のそばに寄ることのできる花壇

## 行政情報(4)

# 埼玉県における電子入札の導入について

埼玉県総務部入札企画室

### 1. 電子入札の概要

電子入札は、これまで発注者と受注者間で「紙」でやり取りしていた一般競争入札、指名競争入札等の入札の手続きを電子的に行うものです。

具体的には、発注工事（業務）情報の公開、競争参加資格の申請・審査結果通知、入札、開札、開札結果の通知、入札結果の公開等一連の手続きをインターネットを利用して行います。

### 2. 電子入札導入のメリット

電子入札が導入されると、発注情報の入手、入札参加申請、入札等が会社にいながらにして行なうことができ、発注者の事務所まで出向く必要がなくなり、人が移動するためのコスト（人件費、車の費用）がなくなり、建設コストの縮減が可能となります。

また、発注者にとっても、事務処理が自動化されることにより、事務の合理化、効率化が図られ、入札結果の自動公開等により、入札の透明性の向上も期待できます。

さらに紙資源、人・物の移動に要するエネルギー消費等が軽減されます。

### 3. 電子入札導入の課題等

#### ・安全性の確保・トラブル防止

インターネットという「開かれた回線」を利用するため、銀行等の専用回線を利用したデータ通信と違い、通信の安全確保の責任は利用者が負うことになります。

つまり、なりすまし、改ざん、盗聴等に対処するための暗号通信技術、電子認証基盤等の整備が必要となります。

#### ・システムの乱立による受注者負担増大の防止

各発注者による独自の入札システムが乱立すると、各システムごとの操作方法の習得、ハードウェア、ソフトウェアの整備が必要になり、受注者にとって大きな負担になるおそれがあります。

それに対応するためには、広域的に統一されたシステムの導入が必要とされます。

#### ・県以外の発注者への導入促進、受注者への普及

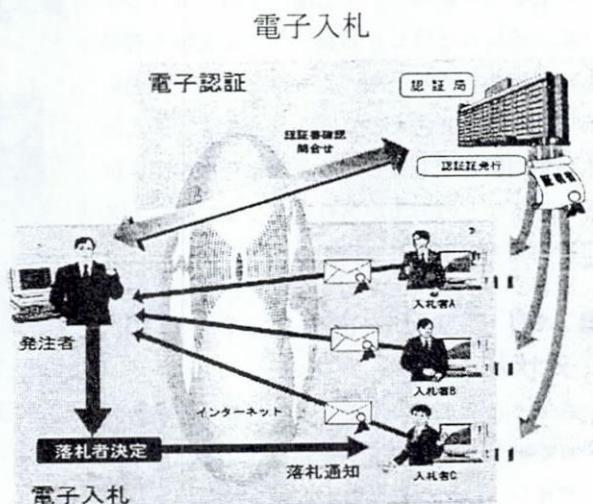
受注者にとって電子入札の利点を活かすためには、発注者全体への普及が必要です。また逆に、受注者に普及していかなければ紙入札と電子入札の併用実施となり、事務効率化に反する結果になってしまいます。したがって、発注者にとっても電子入札の利点を活かすためには、受注者への普及が必要となります。

### 4. 電子入札導入の社会背景と国等のこれまでの状況

電子入札導入に至る社会背景として次のようなものが挙げられます。

#### ・公共事業への県民の期待

執行の効率性、手続きの透明性、競争性の確保等への県民の期待



#### ・国によるCALS/ECの推進

設計から、建設、保守に至るまで、ライフサイクル全般にわたる情報を電子化し、ネットワークを介して共有化して、建設費のコスト縮減と公共施設の品質確保・向上を図る目的で導入が推進されており、電子入札がその中核的システムと位置付けられています。

#### ・「公共工事の入札及び契約の適正化の推進に関する法律」（13年4月1日施行）

「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」に、その他入札及び契約の適正化に関し配慮すべき事項として電子入札システムの導入が挙げられています。

#### ・「e-Japan戦略」（13年1月策定）

5年以内に世界最先端のIT国家とすることを目指すとし、重点政策として、超高速ネットワーク整備、電子商取引の促進、電子政府の実現等がうたわれています。

#### ・「彩の国5か年計画21」（14年2月策定）

第2章電子県庁の実現のなかの主な実施計画として、登録・入札手続等の電子化（平成16年度一部運用開始）が挙げられています。

国等のこれまでの状況は次のとおりです。

- 平成9年6月に「建設CALS/ECアクションプログラム」を策定し、「平成16年度に、国土交通省直轄事業の全工事等で電子入札を活用」とした。
- 平成13年10月に直轄事業で電子入札を開始し、年度内に大規模事業を中心に約100件実施した。（14年度は2,000件程度実施予定）
- 平成13年10月に神奈川県横須賀市が電子入札を開始
- 平成14年4月岡山県が業務委託に電子入札を試行導入

### 5. 埼玉県の今後の導入スケジュール

導入の全体スケジュールは以下のとおりです。

年 度	H14	H15	H16	H17以降
事業計画	電子入札整備基本 計画の策定	システムの開発機 器整備、一部試行	運用開始（大規模 工事等から）	順次拡大

14年度は、電子入札整備基本計画を策定する予定ですが、併せて、市町村への電子入札導入促進のため、県と導入を検討している自治体の関係者を交えた研究会を立ち上げる予定しております。

大半の都道府県も、本県と同じ16年ごろ導入予定としています。

### 6. その他（県からのお願い）

前述しましたように、電子入札は受注者・発注者の双方に大きなメリットがあります。また、そのメリットを十分に活かすためには、このシステムが受・発注者に広く普及する必要があります。

今後は、受注者にとって低コストで使いやすいシステム導入を目指して検討するためアンケート等を予定していますので、ご協力よろしくお願いします。

また、県の運用開始に合わせたシステム導入もよろしくお願いします。

＜参考＞ 国土交通省で実施している電子入札に必要な機器及び費用

- (1) インターネットに接続可能なパソコン
- (2) 電子認証書（ICカードで、入札データの暗号化と本人確認に必要）  
帝国データバンクに発行を依頼する。  
1枚 45,000円／年
- (3) ICカードリーダー（電子認証書を読み取るために必要）  
1台 20,000円
- (4) ソフトウエア  
パソコンにインストールする。  
1,000円（CD-ROMの実費）

以上4点で電子入札システムへのアクセスが可能となります。

## 行政情報(5)

### 埼玉県生活環境保全条例による自動車対策の概要

～平成14年4月1日から条例が施行されました。

県の排出基準を満たさないディーゼル車は平成15年10月1日から、県内の運行が禁止されます。～

埼玉県環境防災部青空再生課

#### ● 埼玉県生活環境保全条例（自動車対策）の概要

##### 1 ディーゼル車の排出ガス規制

県独自の粒子状物質排出基準の設定による、基準を満たさないディーゼル車の運行禁止（31条～34条）

ディーゼル自動車のうち、県の排出基準を満たさないものは、県内での運行が禁止されます。県外から流入するディーゼル自動車も対象になります。

対象地域

県内全域

対象となるディーゼル車

貨物車、バス、特種車（貨物車、バスをベースとしたものに限る。）

※ 乗用車は対象外

猶予期間

初期登録から7年間は、規制を適用しない。

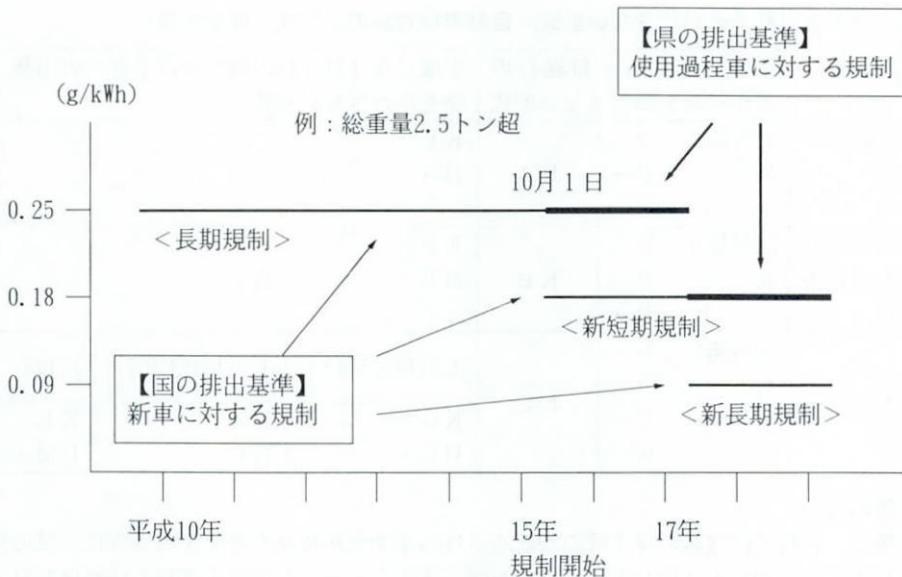
猶予期間経過後

- より低公害な車への買替え
- CNG車、LPG車等
  - 最新規制のディーゼル車

知事が指定する「粒子状物質減少装置」の装着  
(装着車は、規制を適用しない。)

県内で、粒子状物質排出基準を満たさないディーゼル車を運行させた使用者には、運行禁止命令

運行禁止命令に従わない場合には、  
50万円以下の罰金



#### (1) 対象車種

車種	ナンバープレートの分類番号	自動車検査証の「用途」欄
普通貨物自動車、小型貨物自動車 (トラック、バンなど)	1、10~19及び100~199 4、40~49及び400~499 6、60~69及び600~699	貨物
乗用自動車(乗車定員11人以上) (バス、マイクロバス)	2、20~29及び200~299 (一部、5、50~59及び500~599 並びに7、70~79及び700~799)	乗合
特種用途自動車(冷蔵冷凍車など)	8、80~89及び800~899	特種

※1 特種用途自動車は乗用車をベースに改造したものを除きます。

※2 いずれも、自家用、事業用の種別を問いません。

#### (2) 適用が除外されるディーゼル自動車

##### ア 乗用車

- ナンバープレートの分類番号は、「3、30~39及び300~399、5、50~59及び500~599、7、70~79及び700~799」です。
- 自動車検査証の「用途」欄に「乗用」と記載されています。

##### イ 知事が指定する粒子状物質減少装置を装着したディーゼル自動車

#### (3) 猶予期間

##### ア 初めて自動車として登録(初度登録)されてから、7年間は適用を猶予します。

##### イ 平成15年10月1日以降、初度登録から7年を経過した時点で、排出基準を満たさないディーゼル自動車の運行が禁止されます。

##### ウ 排出基準を満たさないディーゼル車を運行させた者には、運行禁止を命じます。この命令に従わない場合は50万円以下の罰金が課せられます。

#### (4) 県の排出基準

その時点における新車に対する国の排出基準の「一段階前の排出基準」とします。平成15年10月1日と平成17年(同年4月1日以降に施行予定)の2段階で基準を施行します。

県の排出基準を満たさない型式（自動車検査証の「型式」欄を参照）

		平成15年10月1日施行の排出基準を満たさない型式			平成17年4月1日以降に施行予定の排出基準を満たさない型式		
車両重量	1.7t以下	記号無し K- P- S-	N- KA-	KE- HA-			
	1.7t超 2.5t以下	記号無し K- P- S-	KB-	KF- HB-	KJ- HE-		
	2.5t超	記号無し K- P- U- W-	KC-	2.5t超3.5t以下 KG- HC-	3.5t超12t以下 KK- HF-	12t超 KL- HM-	

(5) 荷主等の義務

荷主等は、貨物又は旅客の運送等の委託を受ける事業者が規制を遵守するように、県の排出基準を満たす自動車を使用していることを確認するなど適切な措置を講じなければなりません。

※ 荷主等とは、反復継続して貨物又は旅客の運送等を委託する者で、規制対象のディーゼル自動車の運行に相当程度関与するものをいいます。

## 2 事業者による粒子状物質等の排出抑制に向けた計画の作成

○ 自動車使用管理計画の作成・提出（36条～38条）

- ① 対象：30台以上の自動車を使用する事業者（予定（＊））
- ② 知事の定める指針に基づき、自動車排出粒子状物質等の排出抑制のために必要な計画（低公害車の導入や自動車の使用合理化など）の作成・提出を義務づけ
- ③ 対象事業者は、毎年、自動車排出粒子状物質等の排出抑制実施状況の知事への報告を義務づけ

## 3 低公害車の導入義務

○ 大規模事業者に対する低公害車導入の義務化（35条）

- ① 対象：県内の事業所で200台以上の自動車を事業に使用する大規模事業者等
- ② 平成18年3月31日までに、低公害車の台数を4%以上（超低公害車換算）とすることを義務づけ

換算方法については【注1】のとおり。

（参考）

低公害車の区分 (=国土交通省認定低排出ガス車を含む七都県市指定低公害車)	国の排出ガス規制値に対して	国土交通省認定低排出ガス車の区分
良低公害車	排出ガス25%低減レベルの自動車	良低排出ガス車
優低公害車	排出ガス50%低減レベルの自動車	優低排出ガス車
超低公害車	排出ガス75%低減レベルの自動車	超低排出ガス車

※ 排出ガス規制値：乗用車、軽量車（1.7t以下）は平成12年排出ガス規制、軽貨物車は平成14年排出ガス規制、中量車（1.7t超～3.5t以下）は平成13年排出ガス規制、重量車

(3.5t超) は平成15年排出ガス規制及び平成16年排出ガス規制を基準としています。

#### 4 アイドリング・ストップの実施

##### ○ アイドリング・ストップの義務化（40条～42条）

- ① 自動車等の運転手、自動車等を使用する事業者に対し、駐車時又は停車時のアイドリング・ストップの遵守を義務づけ

例外：規制で定める次のような場合

- (1) 信号待ちなど道路交通法の規定により停止する場合
- (2) 交通の混雑その他交通の状況により停止する場合
- (3) 人を乗せ、又は降ろすために停車する場合
- (4) 貨物自動車の冷蔵装置などの動力としてエンジンを使用する場合
- (5) 緊急自動車が緊急用務のために使用されている場合
- (6) その他やむを得ないと認められる場合

- ② 駐車場（20台以上収容又は面積500m<sup>2</sup>以上）の設置者及び管理者に対し、施設利用者へのアイドリング・ストップの周知を義務づけ  
周知方法は【注2】のとおり。  
③ 冷凍や保冷等が必要な荷物の積み卸しをする施設（冷凍食品等を扱う事業者、トラックターミナル、配送センター、流通団地などの設置者）の設置者は、アイドリング抑制のために、外部電源設備を設置するよう努めなくてはならない。

#### 5 燃料規制

##### (1) 重油及び重油混和燃料の使用禁止（43条・44条）

- 重油及び重油混和燃料等の自動車（建設作業機械などの特殊自動車を含む。）への使用を禁止

##### (2) 重油及び重油混和燃料の販売禁止（43条・44条）

- 自動車（建設作業機械などの特殊自動車を含む。）の燃料として、重油及び重油混和燃料等の販売を禁止

#### 6 新車販売時における環境情報の周知義務

##### ○ 新車購入者への環境情報の説明を自動車販売事業者に対して義務化（45条）

- ① 新車の排出ガス値等の環境情報を購入者に説明することを義務づけ

- (1) 粒子状物質対策自動車の運行に係る義務
- (2) 低公害車の使用に係る義務等の遵守に関し必要な事項
- (3) 新車の自動車排出粒子状物質等の量、騒音の大きさ等を記載した書面等を事業所に備え置き、新車の購入者にその書面を交付し、説明

- ② 知事は、自動車販売事業者に低公害車の販売実績報告を要求可能

#### 7 自動車等を使用又は運転している者等の努力義務

##### ○ 自動車等（自動車及び原動機付自転車）の使用者及び運転者は次の事項に努めなければならない（46条）

- ① 公共交通機関への利用転換を図り、自動車等の使用を抑制する。
- ② 低公害車を使用する。

- ③ 低公害車の指定がされていない車種については、粒子状物質又は窒素酸化物の排出がより少ない自動車等を使用する。
- ④ 騒音、振動の少ない自動車等を使用する。
- ⑤ 自動車等を適正に整備し、適切に運転することにより排出ガスや騒音、振動を抑制する。
- 自動車等整備事業者は粒子状物質等の排出量を低減させるため、装置を点検し、整備の依頼者に説明し、適正な管理について助言するよう努めなければならない。（46条）

## 8 大型特殊自動車等の使用者等の努力義務

- 大型・小型特殊自動車の使用者その他その整備に責任を有する者又は運転者は、その大型・小型特殊自動車等を適正に整備し、適切に運転することにより排出ガスや騒音、振動を抑制するよう努めなければならない。（47条）

## 9 規制を担保する手段

- 自動車公害監察員（自動車Gメン）の設置（120条）
  - ① 事業所への立入検査や路上検査により、違反車両や重油混和燃料の取締り
  - ② 身分証を携帯し、立入権限を附与

## 10 罰則等

① ディーゼル車の運行禁止命令（34条1項）違反	(公表) 50万円以下の罰金
② 重油混和燃料の使用禁止命令又は販売禁止命令（43条3項）違反	(公表) 50万円以下の罰金
③ 自動車使用管理計画提出義務（36条3項）違反 自動車使用管理計画実績報告提出義務（37条）違反	20万円以下の罰金 20万円以下の罰金
④ 対象事業者の自動車排出粒子状物質等排出抑制が指針に照らして著しく不十分であるとき（38条） ↓ 対象事業者が勧告に係る措置を取らず、公表後も引き続き措置を取らない場合に発せられる命令（38条3項）違反	勧告・公表・命令 50万円以下の罰金
⑤ 荷主等の義務（33条）違反	勧告・公表
⑥ 低公害車の導入義務（35条）違反	勧告・公表
⑦ アイドリング・ストップの義務（40条）違反 アイドリング・ストップの周知義務（41条）違反	勧告・公表 勧告・公表
⑧ 新車購入者への環境情報等の説明義務（45条1項）違反	勧告・公表

## 11 施行期日

- 平成14年4月1日
  - (ただし、ディーゼル車の排出ガス規制に係る規定は、平成15年10月1日から施行)
  - \* 自動車使用管理計画策定を義務づける事業者の範囲（自動車の使用台数）等は、今後定める予定です。

## 【注1】低公害車の導入義務について

### 1 低公害車を導入すべき期限

平成17年度末

(平成18年3月31日)

### 2 低公害車の台数の割合

(低公害車導入率)

超低公害車に換算して4%とする。

### 3 低公害車導入率の計算方法

(1) 自動車の使用台数について種別ごとに換算する。(表1)

(2) 低公害車の使用台数を自動車の種別ごと、低公害車の排出ガスレベルの種類で換算する。(表2)

#### (3) 計算式

$$\text{低公害車導入率} (\%) = \frac{\text{換算した低公害車台数}}{\text{換算した総使用台数}} \times 100$$

#### ○ 換算した低公害車台数

$$= [(表1の換算率 \times 良低公害車台数) を自動車の種別ごとに計算し、その値を合計] \times 1/3 + [(表1の換算率 \times 優低公害車台数) を自動車の種別ごとに計算し、その値を合計] \times 1/2 + [(表1の換算率 \times 超低公害車台数) を自動車の種別ごとに計算し、その値を合計] \times 1$$

#### ○ 換算した総使用台数

$$= (表1の換算率 \times 自動車の使用台数) を自動車の種別ごとに計算し、その値を合計$$

#### (4) 計算例

[使用台数]

自動車の種別	低公害車				一般車	総使用台数
	良	優	超	計		
	換算率	1/3	1/2	1		
乗用	1/5	0	0	3	3	6
軽貨物	1/2	9	4	2	15	29
小型貨物	1/2	10	23	14	47	180
普通貨物(8t未満)	1	7	3	0	10	3
普通貨物(8t以上)	2	3	0	0	3	8
計		29	30	19	78	205
						283

#### ① 換算した低公害車台数

(分子)	車種別換算率	車種別換算率	車種別換算率	車種別換算率	
	(良) (1/2 × 9台 + 1/2 × 10台 + 1 × 7台 + 2 × 3台)				
	軽貨	小貨	普貨8t未	普貨8t以上	
			低公害車別換算率		
			× 1/3 = 7.5		
	車種別換算率	車種別換算率	車種別換算率	低公害車別換算率	
	(優) (1/2 × 4台 + 1/2 × 23台 + 1 × 3台)			× 1/2 = 8.25	
	軽貨	小貨	普貨8t未		
	車種別換算率	車種別換算率	車種別換算率	低公害車別換算率	
	(超) (1/5 × 3台 + 1/2 × 2台 + 1/2 × 14台)			× 1 = 8.6	
	乗用	軽貨	小貨		
	(良) 7.5 + (優) 8.25 + (超) 8.6 = 24.35 ①				

② 換算した総使用台数

(分母)	車種別換算率	車種別換算率	車種別換算率
	1/5×6台	+1/2×29台	+1/2×227台
	乗用	軽貨	小貨
	車種別換算率		
+1×13台+2×8台=158.2 ②			
普貨8t未 普貨8t以上			

③ 導入率

$$\textcircled{1} 24.35 \div \textcircled{2} 158.2 \times 100 = 15.3\%$$

【注2】看板等によるアイドリング・ストップの周知方法

1 看板の掲示位置

利用者に認識されやすい場所（入口付近、壁、場内の柱等）

2 掲示枚数

収容台数を考慮して1～数枚程度（20台当たり1枚程度）

記載例

45cm

3 字の大きさ・色

(1) 利用者から認識される程度とすること（1文字 5cm×5cm程度）

(2) 目立つ色で掲示すること（白地に黒文字、黄色地に黒文字等）

4 掲示内容

掲示する内容には次の2つの事項を入れてください。

(1) 条例で義務づけられていること

(2) アイドリング・ストップを実施すること。

なお、掲示場所の都合で大きさが制約される場合には、(1)と

(2)を分割して掲示してもかまいません。

記載例

110cm

埼玉県の条例により

駐停車中のエンジン停止が義務づけられています。

場内ではアイドリングをストップしてください。

駐停車中のエンジン停止は、  
埼玉県の条例により  
禁止されています。

90cm

5 その他

(1) 看板で周知することが難しい場合には、常時、各利用者に対して個別に周知が図られるような手段を講じてください。例えば、次のような方法が考えられます。

ア 入場時に「駐車場内ではアイドリングをストップしてください。」と自動的に放送する。

イ 駐車券等の表面にアイドリング・ストップについて表示する。

(2) 恒常的な掲示となりますので、必要な保守等を行ってください。

## 参考 埼玉県の融資・補助制度（平成14年度）

以上のような条例の規制に対応する事業者に向けて、県では、自動車の買換えや粒子状物質減少装置の装着について、低利な融資や補助制度を用意しています。

### 1 青空再生低公害車導入資金融資

(1) 対象者 県内で1年以上事業を営んでいる中小事業者

#### (2) 融資条件

ア 融資限度額 1億5,000万円

イ 融資利率 年1.35%（埼玉県信用保証協会の信用保証を付した場合は0.3%を減じた率）

ウ 返済期間 7年以内

エ 返済方法 1年以内据置、元金均等月賦返済

オ 担保・保証人等 金融機関との協議によります。

#### (3) 融資対象経費

ア 最新の排出ガス規制基準適合車への買換え

イ 七都県市指定低公害車等の購入

ウ 粒子状物質減少装置（知事が指定するもの）の装着

#### (4) 申し込み窓口 商工会議所・商工会

### 2 粒子状物質減少装置装着補助金

(1) 対象者 県内登録車の所有者

(2) 対象経費、補助率、粒子状物質減少装置（知事が指定するもの）の装着費用2分の1

#### (3) 交付限度額（1台当たり）

• D P F ① 車両総重量8t以上・・40万円 ② 車両総重量3.5t超8t未満・・30万円

• 酸化触媒 ① 車両総重量8t以上・・20万円 ② 車両総重量3.5t超8t未満・・10万円

## <自動車対策・粒子状物質減少装置補助金に関するお問い合わせは>

埼玉県環境防災部青空再生課

☎ 048-830-3063、3065、3066

URL : <http://www.pref.saitama.jp/A09/BF00/aozora.html>

## <青空再生低公害車導入資金融資に関するお問い合わせは>

埼玉県環境防災部環境推進課貸付・砂利対策担当

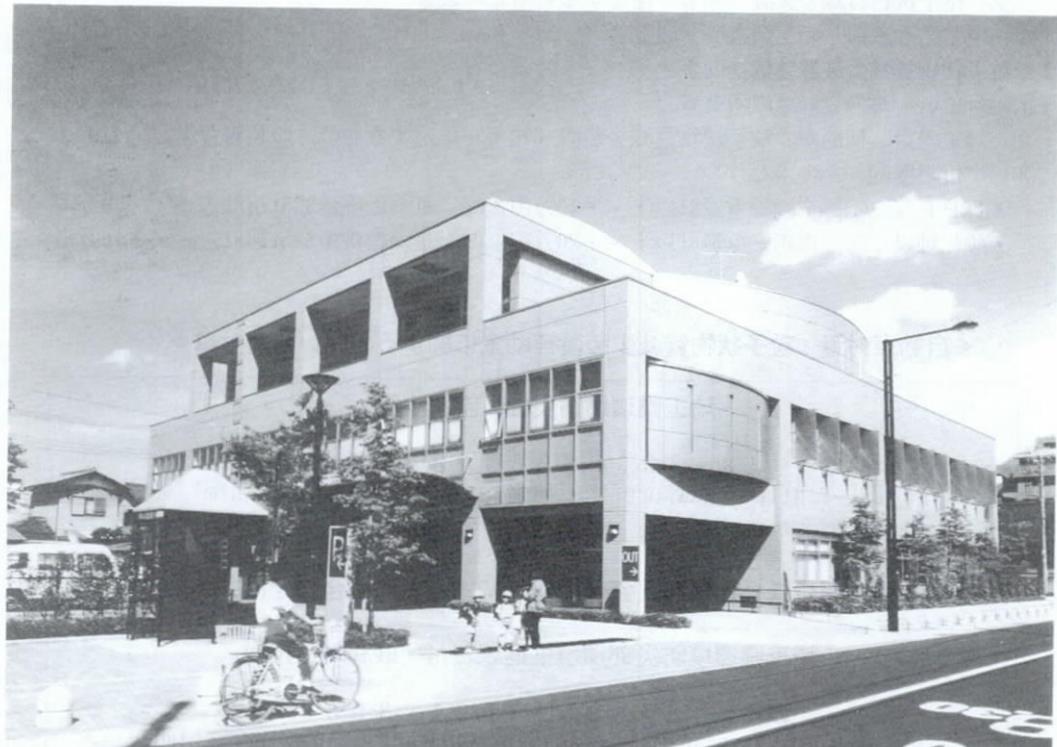
☎ 048-830-3021、3039

URL : <http://www.pref.saitama.jp/A09/BB00/aozora/index.html>

## 「喜びと豊かさ実感 生活創造都市 かすかべ」 の実現をめざして



春日市長 三枝 安茂



春日市総合福祉センター「あしすと春日部」

### ■はじめに

本市は埼玉県の東部、首都圏約35kmに位置する東西約4.8km、南北約6.5km、面積37.83km<sup>2</sup>の都市で、中心部を南北に大落古利根川が流れる水と緑に恵まれた街です。交通は春日部駅を中心に東武伊勢崎線、東武野田線、国道4号、国道16号の通る交通の要衝となっています。歴史的には日光街道千住宿から4番目の宿場町として、また、古利根川筋の宿場町として、街道二十三宿のうち

6番目の規模として賑わい、商業、近隣農産物の集散地として栄えてきました。

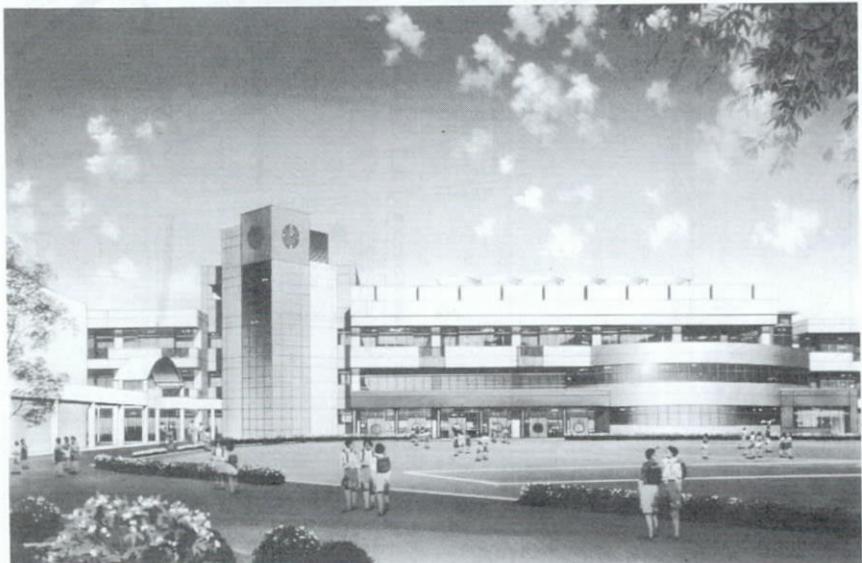
昭和29年7月に1町4村が合併し春日部市となり、平成16年に市制50周年を迎えます。

人口は、昭和41年の（旧）日本住宅公団・武里住宅団地の入居開始や地下鉄日比谷線の相互乗り入れ等により、一気に2万5千人増加するなど首都圏近郊都市の人口急増期を経て、現在20万7千人となっています。

このような中で、21世紀を迎えて経済構造や人口問題、地方分権社会など社会構造の転換期での、新たな行政課題に対応すべく平成13年に第4次春日部市総合振興計画を策定し、春日部市の更なる発展を目指して、市民の皆様の一層のご理解、ご協力をいただき、この計画の実現に努めています。

## ■かすかべの“まちづくり”について

21世紀の大きな課題として、社会問題化している人口の減少と少子・高齢化社会の進展が、まちづくりを進める上で大きな変化をもたらし、行政運営の面からも重要な位置を占めてきています。



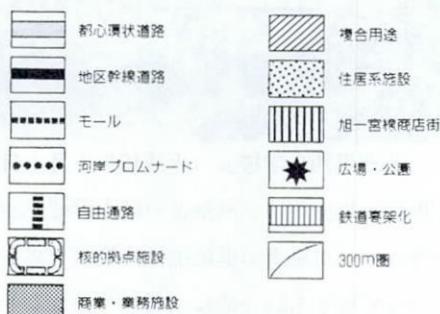
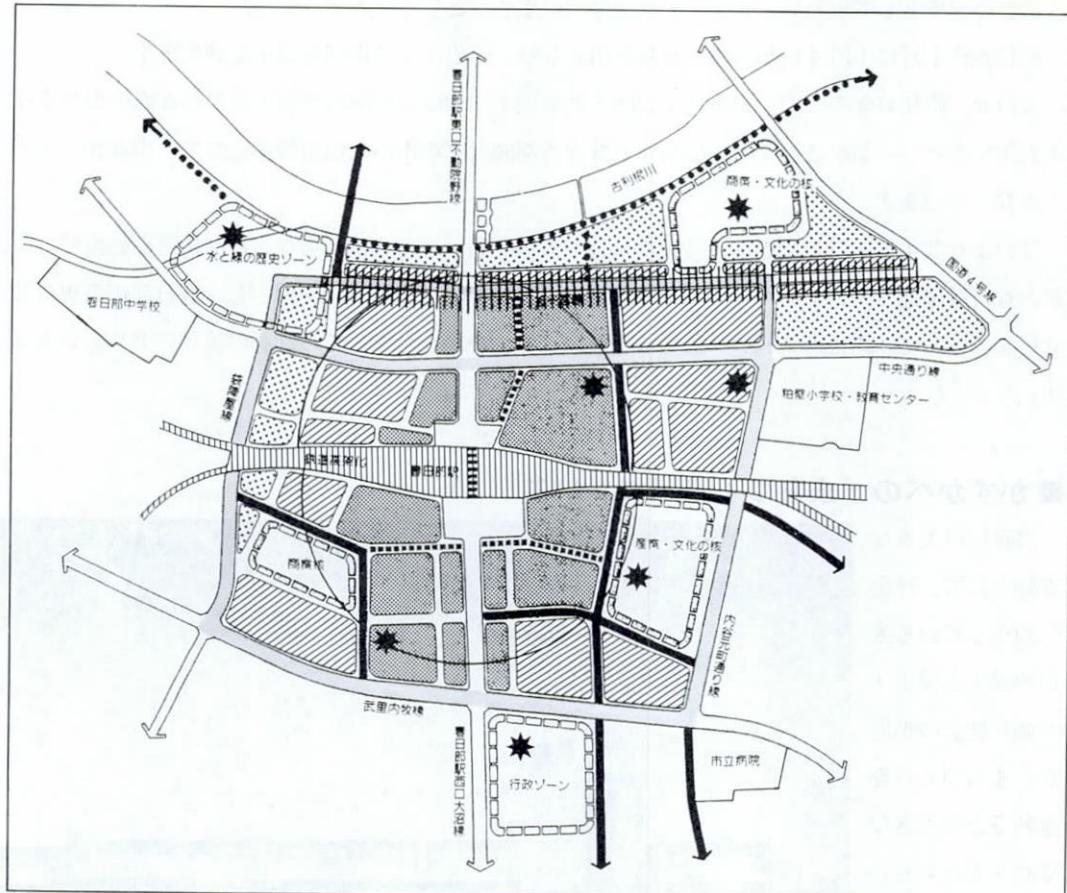
「武里西小学校」（平成15年4月1日開校予定）

そこで、本市では、平成12年4月の介護保険制度開始に先がけ、高齢者の健康管理や、健康増進のため、総合福祉センターと健康福祉センターを建設し、高齢者の健康福祉施策の充実を図ってきました。

さらに、市民にやすらぎと活力を提供する総合的なスポーツ・レクリエーションの振興拠点として、平成14年3月に総合体育館「ウイング・ハット春日部」を建設しました。この施設は、平成16年「彩の国まごころ国体」の卓球会場として使用することになっています。

少子化の課題として子育ての取り組みの充実を図り、社会全体で支えるという意識改革とシステムづくりの一つとして、今年度から、児童センターの建設に着手しています。

また、第2次ベビーブーマーの成長による小学校の空き教室の発生や校舎の建替え時期にあわせ、市内武里地区の小学校4校を再編して、2校の校舎建設を平成14年度完成をめざし実施しています。



中心市街地整備構想図

## ■ 都市整備の視点からの“まちづくり”について

春日部駅周辺の市街地は、東武伊勢崎線と野田線の結節した春日部駅を中心に産業・文化の集積した中心市街地として発達してきました。

春日部駅周辺の中心市街地は、昭和40年代の前半から人口の増加に合わせた都市基盤の整備が図

られ、駅西口では約320haの土地区画整理事業を行い、都市計画道路や新しい商業・業務地、住宅地を整備してきました。また、駅東口では旧市街地の再生を図ることを目的として、駅前の土地区画整理事業や、後背地と駅を結ぶ幹線道路の整備、道路拡幅に合わせた沿道商店街の整備を推進してきました。

また、中心市街地の商業基盤整備としては、駅東口にロビンソン百貨店、駅西口にイトーヨーカ堂のふたつの核を誘致し、回遊性のある商業地づくりを進め、活性化を推進してきました。

しかし、近年、長引く経済の停滞により商業活動にも変化が現れ、地域の活力が低下し、中心市街地の空洞化が進みつつあります。そこで、本市においても新しい活性化策の検討を進めてきました。

特に、中心市街地のまちづくりや活性化を進める上では、鉄道を挟んだ東西の商業地の一体化を図り、より一層の回遊性を高めていくことが求められており、春日部駅周辺では鉄道高架化を積極的に進めています。

さらに、平成11年3月には国の首都圏整備法に基づく第5次首都圏基本計画において、首都圏における広域連携拠点の業務核都市として「春日部・越谷」が位置づけられ、春日部駅周辺地域を本市の中心拠点として商業機能・業務機能の集積を図る中心地区として位置づけました。

市では、鉄道高架化を促進するため、埼玉県へ事業化の実現に向けた要請を行うと共に、担当課を設置して周辺のまちづくりに全力を上げています。

この鉄道高架化に合わせたまちづくり事業として、駅西口側の地域振興ふれあい拠点施設を含む地域で、組合施行の土地区画整理事業がスタートしました。また、駅東口側の市街地整備計画、東西両地区の面整備を結ぶ東西連絡道路計画等を検討しています。

併せて、既に計画決定されている柏壁三丁目A街区再開発事業、都市計画道路・中央通り線などの整備を行い、都市基盤の整備を推進してきます。

鉄道高架事業を起爆剤として、これらの面整備や都市計画道路等の整備を積極的に進め、埼玉県東部の中心都市として相応しい商業・業務の集積と都市基盤が整然と整備されたまちづくりに全力投球してきます。

## ■おわりに

21世紀の春日部市を展望したまちづくりにおいては、効率的な行財政運営が求められ、市町村合併等の重要課題にも積極的に取り組んでいきます。

「地方の時代」の到来と言われる今日、厳しい財政状況が続く中で、春日部市の自主性・自立性を高め、活力のある施策を市民と行政の協働により創造し、新しい21世紀のまちづくりを進め、春日部市の将来都市像「喜びと豊かさ実感 生活創造都市 かすかべ」の実現に向け、市民が春日部に住んでよかったと実感できる、魅力ある“かすかべ”を創り出していく施策を推進していきます。

## 連合会の動き

# 平成14年度通常総会を開催

## 役員を改選、島村会長留任

当建産連は6月12日午後3時30分から建産連会館センター第1会議室において、平成14年度・第23回通常総会を開催した。楨専務理事の開会のことばに続いて、島村会長が挨拶し、通常総会が円滑に進行するよう協力を要請した。

総数31団体、出席30団体、委任状1団体。議長に関根宏副会長を選出、議長は、議事録署名人に真下恵司理事と首藤淳理事を指名して議事に入った。

第1号議案「平成13年度事業報告の承認について」、第2号議案「平成13年度一般会計収支決算の承認について」、第3号議案「平成13年度特別会計収支決算の承認について」の関連3件を一括上程し、関昭常務理事兼事務局長から各議案について順次説明を受けた後、監事代表藤原恒男監事の監査報告を受けた。一括質疑の有無を問うた後採決の結果いずれも原案通り承認することに決した。

次いで第4号議案「平成14年度事業計画(案)について」、第5号議案「平成14年度一般会計収支予算(案)について」、第6号議案「平成14年度特別会計収支予算(案)について」の関連3件を一括上程、事務局から説明を受けた。特に質疑なく、一括採決の結果いずれも原案通り承認することに決した。

(平成14年度事業計画は後段に掲載)

次に、第7号議案「役員の選任について」諮った。役員人事については、あらかじめ各団体から推薦を受け調整の名簿(案)を掲示



し、是非を問うた。特に異議なく、理事36名、監事3名、評議員28名の選任を決めた。(別表1) 続いて、会長・副会長・専務理事・常務理事を下記のとおり決定。続いて、委員会構成人事を別表2のとおり決め、一連の人事案件の審議を終わり議事を終了した。

ここで、今回の役員改選により副会長退任の町田迪氏、瀧澤源二郎氏に対し感謝状が贈られた。以上を以って総会を閉会した。

### 役員名簿

(会長・副会長・専務理事・常務理事)

会長	島村 治作	(埼玉県建設業厚生年金基金)留任
副会長	関根 宏	(社)埼玉県建設業協会)留任
"	小林 文武	(社)埼玉県造園業協会)留任
"	有山 賢市	(社)埼玉県空調衛生設備協会)留任
"	佐野 良雄	(社)埼玉県電業協会)新任
"	高木 容	(社)埼玉建築士会)新任
専務理事	楨 崇男	(社)埼玉県建設産業団体連合会)留任
常務理事	関 昭	(社)埼玉県建設産業団体連合会)留任

## 懇親会

総会終了後、会場を同センター3階大ホールに移し、土屋知事代理鈴木宮夫副知事、秋谷昭治県議会議長、奥野晴彦国土交通省関東地方整備局長代理毛利信二建政部長はじめ、国、県関係、公社・公団・関係団体、金融関係、報道関係の方々を来賓として迎え懇親会を開催した。

横専務理事の司会で開会、会長挨拶に立った島村会長は、通常総会で議事が滞りなく終了したことを報告した上で要旨次のように挨拶した。

「今まさに、世界中の注目を集めておりますワールドカップサッカー大会が、本県の丹精こめた埼玉スタジアム2002をはじめ、各地で開催され、鍛え抜かれた技術力と組織力に優れたチームが大活躍しております。このサッカー大会が、底入れの宣言が出されたとはいえ依然として厳しい日本経済に春の訪れを呼び込む大きな力となることを心から期待するところでございます。建設産業を取り巻く経営環境は、一段と厳しいものがございます。建産連といたしましては厳しい経営環境にある今こそ横断的組織である特色を活かし、加盟団体の緊密な連絡協調のもと建設産業構造改善の基本である「適正な元・下関係の確立」に向けて最大の努力を傾注してまいりたいと存じます。

端的に申し上げますと、現在横行しております不当な安値受注により、そのしわ寄せを関連業界に押し付けるような状態は、健全な企業活動を阻害し建産連の存続そのものが懸念される重大な問題であります。どうか、ご臨席いただきました皆様方にはこの現状を深くご理解いただき当建産連及び各会員団体に対しまして倍旧のご指導・ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます」

来賓祝辞に移り、次のような土屋知事の祝辞を鈴木副知事が代読した。

「私は中小企業のみなさまの厳しい経済環境の中、ご苦労されているのを肌で実感しております。出来るだけ支援し、県内建設産業

発展のため尽力する所存であります。県では4月に新たに策定した「彩の国5ヵ年計画21」の下に、県民に安心を届け、埼玉の元気を高める県政を進めてまいります。知事就任10年の節目ですが、山積する多くの課題を軌道に乗せました。私は、今後とも21世紀の燐々と輝く彩の国埼玉、日本一の埼玉を築いて参ります。」

次に秋谷県議会議長が次のように祝辞を述べた。

「みなさまには、良質な建物、社会資本整備により地域社会の振興に多大な貢献をしておられ、深く敬意を表します。県議会といたしましても、県民のひとり一人が豊かさを実感できる彩の国埼玉の実現に全力を傾注してまいる所存であります」

次に国土交通省関東地方整備局毛利信二建政部長が奥野晴彦局長の祝辞を代読した。

「関東地方整備局では、技術力を重視した発注方法、不良不適格業者の排除など様々な施策により環境整備を進めております。システムの合理化など構造改革3ヵ年計画に沿って、収益力を高め、創造力、活力ある産業として構造改革を推進し、さらなる発展を遂げられますように」。

続いて、来賓紹介、祝電披露があり、島村慎市郎県公園緑地協会理事長の発声で乾杯、懇談が続き、盛会裏に閉会した。



鈴木副知事



秋谷県議会議長



毛利建政部長

(別表1)

## 社団法人 埼玉県建設産業団体連合会役員名簿

(順不同・敬称略)

構成団体名	名誉会長	理事	監事	評議員
(社)埼玉県建設業協会	関根 宏 武井 清	安藤 繁雄	小川 雅以 齊藤 康人	
(社)埼玉県電業協会	佐野 良雄 荻原 勝治			小林 雅幸
(社)埼玉県造園業協会	小林 文武	藤原 恒男	金子 晃覚	
東日本建設業保証(株)埼玉支店	大澤二三夫			
埼玉県電気工事工業組合	小澤 浩二			下鳥勝三郎
(社)埼玉県空調衛生設備協会	有山 賢市			丑久保 登
(社)日本塗装工業会埼玉県支部	鈴木 真			渡辺 秀雄
埼玉県建設大工工事業協会	目黒 有			杉田征一郎
(社)埼玉建築士会	高木 容 高橋 庫治	根津仁一郎	塩川 通正	
(社)埼玉県建築士事務所協会	荒井 正幸			栗田 政明
(社)埼玉建築設計監理協会	片渕 重幸			大川 紀夫
(社)埼玉県測量設計業協会	遠藤 修一			関口 修
建設業労働災害防止協会埼玉県支部	首藤 淳			荒川 春郎
埼玉県道路舗装協会	真下 恵司			田中 恭一
埼玉県コンクリート製品協同組合	日下 銀二			山田 欣一
埼玉県コンクリート圧送事業協同組合	庭野 敏夫			西村 昭彦
埼玉県砂利協同組合連合会	小林 勘市			荻野 太治
埼玉県下水道施設維持管理協会	小山 保			矢沢 研二
埼玉県環境安全施設協会	中村 正			仲村 一夫
(社)埼玉県建築住宅安全協会	横田 充穂			
埼玉県総合建設業協同組合	関口 雅之			武井 清
埼玉県建設業健康保険組合	清水 澄弘			
埼玉県建設業厚生年金基金	島村 治作			
(社)情報通信設備協会埼玉県支部	横田 充穂			阿部 道夫
埼玉県地質調査業協会	遠藤 計			小室 真
埼玉県生コンクリート工業組合	鈴木 昭英			中村 吉伸
埼玉県設備設計事務所協会	服部 幸二			藤原 克彦
埼玉アスファルト合材協会	島村 健			長浜 忠
埼玉県室内装飾事業協同組合	秋山 節			大附 富義
(社)日本補償コンサルタント協会関東支部埼玉県部会	笠原 保孝			吉野 祐一
(社)埼玉県建設コンサルタント技術研修協会	小山 正夫			野口 重雄
(社)埼玉県建設産業団体連合会	名誉会長 斎藤 裕 関 昭	横 崇男		

(別表2)

## 社団法人 埼玉県建設産業団体連合会委員会構成

◎委員長 ○副委員長 (平成14年6月12日現在)

構成団体名	総務委員会	広報委員会	経営改善委員会	研修指導委員会
(社)埼玉県建設業協会	◎関根 宏	小川 雅以	齊藤 康人	武井 清
(社)埼玉県電業協会	荻野 勝治	小林 雅幸	◎佐野 良雄	
(社)埼玉県造園業協会		金子 晃覚		◎小林 文武
東日本建設業保証(株)埼玉支店			大澤二三夫	
埼玉県電気工事工業組合	小澤 浩二		下島勝三郎	
(社)埼玉県空調衛生設備協会		◎有山 賢市	丑久保 登	
(社)日本塗装工業会埼玉県支部	鈴木 真		渡辺 秀雄	
埼玉県建設大工工事業協会			目黒 有	杉田征一郎
(社)埼玉建築士会	○高木 容		塩川 通正	高橋 庫治
(社)埼玉県建築士事務所協会	荒川 正幸			栗田 政明
(社)埼玉建築設計監理協会	片渕 重幸			大川 紀夫
(社)埼玉県測量設計業協会			遠藤 修一	関口 修
建設業労働災害防止協会埼玉県支部		荒川 春郎	○首藤 淳	
埼玉県道路舗装協会	真下 恵司		田中 恽一	
埼玉県コンクリート製品協同組合			日下 鎌二	山田 欣一
埼玉県コンクリート圧送事業協同組合	西村 昭彦		庭野 敏夫	
埼玉県砂利協同組合連合会	小林 勘市			荻野 太治
埼玉県下水道施設維持管理協会	小山 保	矢沢 研二		
埼玉県環境安全施設協会		中村 正	仲村 一夫	
(社)埼玉県建築住宅安全協会				横田 充穂
埼玉県総合建設業協同組合			武井 清	○関口 雅之
埼玉県建設業健康保険組合	清水 澄弘			
埼玉県建設業厚生年金基金				
(社)情報通信設備協会埼玉県支部		○横田 充穂		阿部 道夫
埼玉県地質調査業協会			遠藤 計	小室 真
埼玉県生コンクリート工業組合	中村 吉伸		鈴木 昭英	
埼玉県設備設計事務所協会	服部 幸二	藤原 克彦		
埼玉アスファルト合材協会		島村 健	長浜 忠	
埼玉県室内装飾事業協同組合		秋山 節	大附 富義	
(社)日本補償コンサルタント協会関東支部埼玉県部会			笠原 保孝	吉野 稔一
(社)埼玉県建設コンサルタント技術研修協会	小山 正夫		野口 重彦	

# 社団法人 埼玉県建設産業団体連合会

## 平成14年度 事業計画

わが国の経済は、輸出、生産において下げ止まりの動きがみられ、景気判断にやや上方修正がなされている。

しかしながら、企業の景況感は、需要低迷や価格下落に苦しんでおり、設備投資も前年に引き続き低迷が見込まれる等、依然として厳しいものがあり、内需拡大に向けて、政府の需要喚起策等へ期待したいところである。

とりわけ、建設業界をとりまく環境は、過剰債務を抱えた企業の経営破綻が続くなど依然予断を許さない状況にあり、公共事業費の削減等が進む中、建設投資も前年比6%の減少が見込まれ、競争の激化は避けられないことから、従来にも増して企業の経営力、技術力が求められている。

こうした状況下にあって、国において示された建設産業構造改善推進3ヵ年計画及び専門工事業イノベーション戦略等に基づき諸事業の推進に取り組むとともに、建設産業構造改善の鍵でもある「適正な元・下関係の確立」に向けて、最大の努力を傾注していく必要がある。

当連合会は、その果たすべき役割を再確認しながら、会員団体相互の連携、協調体制の一層の強化に努めるなど、関係行政諸機関等の指導、協力のもと次に掲げる事業を実施するものとする。

### 1. 調査研究事業

建設産業の構造改善推進を図るための、各種調査研究等の実施。

### 2. 研修・視察事業

会員団体構成員の知識向上を図るため、一般教養、政治、経済等の各分野における専門家等を招き講演会、研修会を行うとともに文化施設、先端企業等の視察、見学会を行う。

### 3. 構造改善事業等

国において示された「建設産業構造改善推進3ヵ年計画」や「専門工事業イノベーション戦略」等の趣旨に則り、次の諸施策の推進を図る。

- (1) 埼玉県建設生産システム合理化推進協議会に基づく事業の推進や「元・下契約関係の適正化」等の推進を図る。
- (2) 県内中小建設産業の情報化に関する実態調査結果に基づくフォローアップ等、情報化のための事業を推進する。
- (3) 国及び県が行う構造改善事業に積極的に参画するとともに、建設産業構造改善推進3ヵ年計画等に基づく事業の推進を図る。
- (4) 会員団体構成員の知識の向上に資するため、関係団体等との共催により、経営、技術研修会、講習会等を開催する。特に、企業倫理の確立を図るため、独占禁止法の遵守を中止とする講習

会を重点的に開催する。

- (5) 元・下関係の検討会や情報交換会等の開催。

#### 4. 情 報 活 動

##### (1) 情報の収集・提供

国、地方公共団体の行政施策、通達、建設産業界の動き、その他労務等に関する情報を適宜収集し、会員団体に提供する。

##### (2) 機関誌の発行

機関誌「建産連ニュース」を四半期ごとに年4回発行し、(1)の情報を含む有益な情報を会員団体に提供する。

#### 5. 陳情等の活動

社会資本整備の促進、県内建設産業の発展や建設産業が抱えている諸問題の解決等を図るため、必要に応じ隨時、国及び地方公共団体その他関係機関に対して積極的に陳情等の活動を実施する。

#### 6. 連絡調整事業等

- (1) 会員団体の有機的な連携を保持するとともに、会員団体主催等の諸行事への積極的な参加はもとより、必要に応じて会員団体相互間に関連する事業にかかわる連絡会議等を開催する。
- (2) 国及び地方公共団体その他関係機関との連携を密にするため、連絡調整会議等を積極的に行催する。
- (3) 団体会員相互及び関係機関関係者との連携を密にするため、新年賀詞交歓会を開催する。
- (4) 国及び県等主催の各種協議会並びに集い等に積極的に参画するなど行事遂行に協力する。

#### 7. 啓発宣伝事業

- (1) 建設産業の重要性を一般に広くアピールするため、県内小・中学校の児童・生徒を対象として、引き続き「埼玉の建設産業」を題材としたポスター・絵画コンクールを実施する。
- (2) 建設産業のPRを図るため、(1)のポスター・絵画コンクール入賞の優秀作品等を原画に用いた2003年カレンダーを作成し、会員団体をはじめ関係機関等に配布する。
- (3) 建設産業のPRを図るため、必要に応じ各種の広報を行う。

#### 8. 埼玉建産連会館及び埼玉建設労働者研修福祉センターの管理運営

- (1) 建物及び設備の適切な維持管理とともに、会議室等の効率的な利用に努める。
- (2) 会館等利用の安全、財産の保全等を図るため、消防訓練等防災思想の啓蒙を図る。

#### 9. 全国建産連事業との連携等

全国建産連並びに(財)建設業振興基金等との連携強化による積極的な事業の推進を図る。

# 企業倫理確保について通知

平成14年5月16日  
建産連発第11号

各団体の長 様

(社)埼玉県建設産業団体連合会  
会長 島村治作

## 公共工事における談合の防止及び企業倫理の確立等について（通知）

建産連業務の推進につきましては、日頃から格別のご協力をいただき心から感謝申し上げます。さて、このたび埼玉県県土整備部長から、別紙のとおり通知がありました。つきましては、趣旨を充分ご理解いただき周知徹底されますようお願いいたします。

建業第133号  
平成14年5月10日

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会  
会長 島村治作 様

埼玉県県土整備部長

## 公共工事における談合の防止及び企業倫理の確立等について（通知）

県土整備行政の推進につきましては、日ごろ御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。さて、先般4月26日に川越市発注の公共工事をめぐり、土木工事業者17名、ほ装工事業者15名が公正取引委員会から排除勧告を受けました。

公共工事における入札制度の目的は、自由な競争を促進することにより、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにするとともに、公平公正な契約を締結することにありますが、御承知のとおり、談合はこのような入札制度の目的を阻害するとともに、競争制限行為を禁止する独占禁止法や刑法の規定に違反する行為です。

これまで、県では、公共工事等の談合防止に当たりましては、入札契約制度の透明性等を確保するため、昨年11月に、第三者から幅広い提言を求めるため「彩の国建設工事の入札及び契約事務適正化委員会」を新たに設置するなど、防止策を講じるとともに、関係団体へ法令の遵守や企業倫理の確立などを繰り返し要請してきたところであります。

昨今の厳しい社会経済情勢を反映して、特に公共工事業をめぐる社会的関心が高い中で、このような問題が起きたことは、公共工事に対する県民の信頼を著しく失い、建設産業の健全な発展を阻害する極めて憂慮すべき問題です。

このような問題を根本的に解決し、建設業の健全な発展を図るために、業界の体質改善に向けた不断の努力が一層求められております。

つきましては、このような状況を御賢察の上、貴協会におかれましては、談合防止対策の推進及び企業倫理の確立等に全力で取り組まれるとともに、貴会員に対しまして指導、徹底されますようお願いいたします。

## 理事会・委員会報告

各団体の総会後の推薦を待って総会時に選任することで了承された。

### 理 事 会



5月9日正午から埼玉建産連会館センター2階第1会議室で平成14年度第1回理事会を開催した。

島村会長が体調の関係で欠席のため、関根副会長が代わって挨拶し、関根副会長を議長に、議事に入った。

まず、議題(1)平成14年度通常総会の開催日程等については、6月12日（水）午後3時30分から建産連会館センター2階第1会議室で開催する総会日程等、総会次第、午後5時から同センター3階大ホールで開催する懇親会次第、来賓名簿等について関昭常務理事から詳細説明を受けこれを承認。次に、議題(2)通常総会提出議案について審議、ア、平成13年度事業報告の承認について、イ、平成13年度一般会計収支予算の承認について、ウ、平成13年度特別会計収支決算の承認についての3件を一括上程、詳細説明を受けた後これを承認、続いて、エ、平成14年度事業計画(案)について、オ、平成14年度一般会計収支予算(案)について、カ、平成14年度特別会計収支予算(案)についての3件を一括上程、これも同様説明を受けた後、原案通り承認した。

キ、役員の選任については、従来どおり、

### 広 報 委 員 会



4月26日（金）正午から埼玉建産連会館1階特別会議室で、第1回広報委員会を開催した。有山委員長の挨拶のあと、有山委員長を議長に順次議事を進めた。

「建産連ニュース」第92号の発行について、事務局から記事の掲載順に要点の説明を受け、続いて「建産連ニュース」第93号の編集案について編集担当から趣旨説明を受け、いずれも特に意見なくこれを了承した。

次いで、「埼玉の建設産業」ポスター・絵画募集については例年どおりに実施することを了承。最後に、次回委員会開催日を7月24日（水）とすることを決めて閉会した。

### 全国建産連通常総会

(a)全国産業団体連合会は6月7日東京の霞ヶ関の東海大学校友会館で平成14年度通常総会を開催、任期満了に伴う役員改選の結果、会長に田村憲治三重建産連会長を新任した。島村治作当建産連会長は副会長再任。有山賢市副会長が理事に新任された。なお、府県会長会議を9月26日に松山市で開催する事を決めた。

# 彩の国 の 橋

資料提供 埼玉県県土整備部道路街路課  
国土交通省大宮国道工事事務所

【豆 烧 橋】 (大滝村)

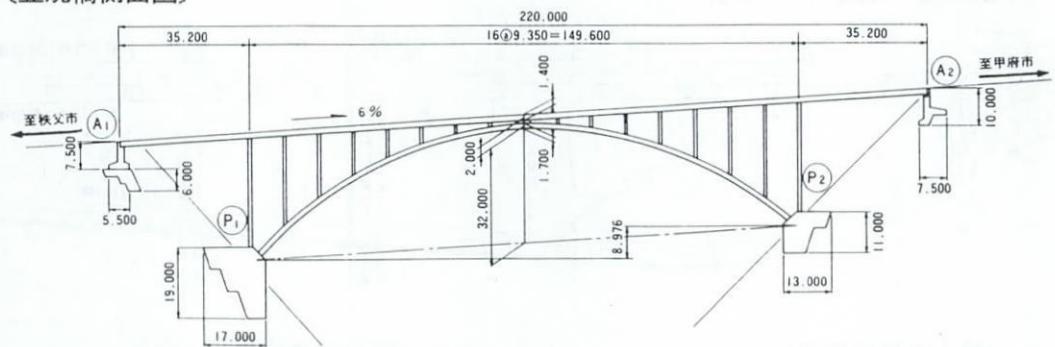


豆焼橋は、一般国道140号が大滝村地内で豆焼川を渡る地点で架設された橋である。構造形式は、秩父山脈の北斜面のV字谷上の急峻な山岳地帯で、かつ秩父多摩国立公園にすることから約1,045mと本県で最高所の橋となっている。

豆焼橋のように、アーチ部材が下で、桁部材が上にある形式のローゼ橋を逆ローゼ橋といい、地盤の良好な箇所に適し、美しいシルエットを見せる橋梁形式として知られている。



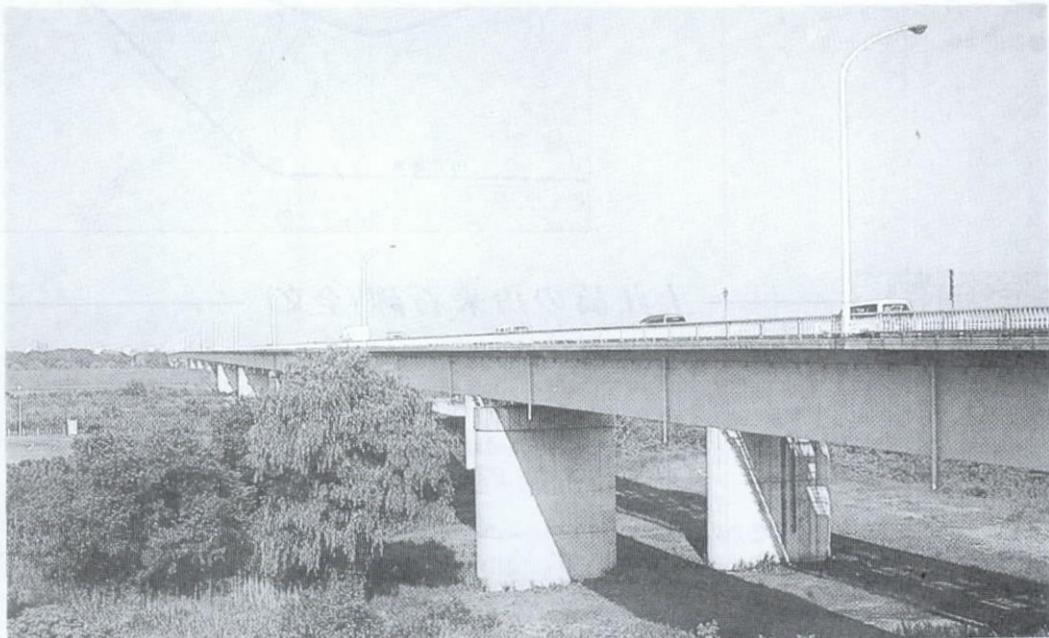
〔豆焼橋側面図〕



〔豆焼橋の概要〕

- 路線名：一般国道140号      ●橋格：一等橋      ●橋長：220.000m（アーチスパン 149.600m）
- 支間：34.500m + 149.600m + 34.500m      ●幅員：9.750m（車道 6.0m, 歩道 2.0m片側）
- 構造形式：逆ローゼ桁橋      ●総事業費：1,173,030千円      ●架設年度：昭和57年度

【新上江橋】（さいたま市・川越市）

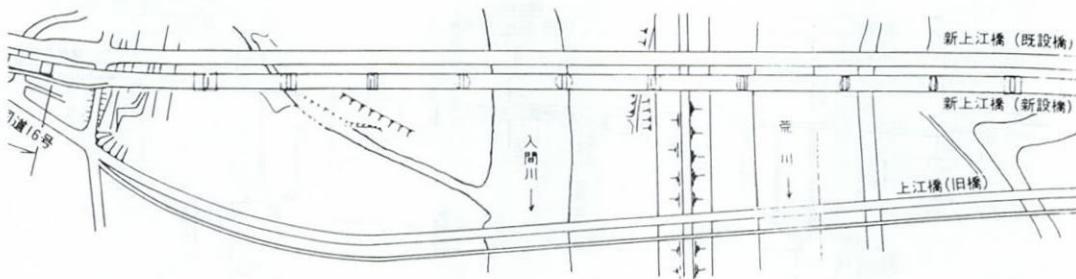


新上江橋は、さいたま市と川越市境を流れる一級河川荒川・入間川を一举に渡る橋梁で、長さ1,600mもある長大橋である。

旧橋は昭和32年に架設されたが、自動車の大型化、交通量の増大、幅員狭小、老朽化等の問題が生じた。

新上江橋はこれらを解消するため、片側2車線、上下分離4車線で計画され、昭和52年に暫定2車線で旧橋と併せて交通需要に対処してきた。しかし、さらに交通量の増大、旧橋の老朽化等のため、早期に残る2車線を架橋して4車線化する必要に迫られ、平成元年から下部工に着手し、平成9年8月20日に完成した。

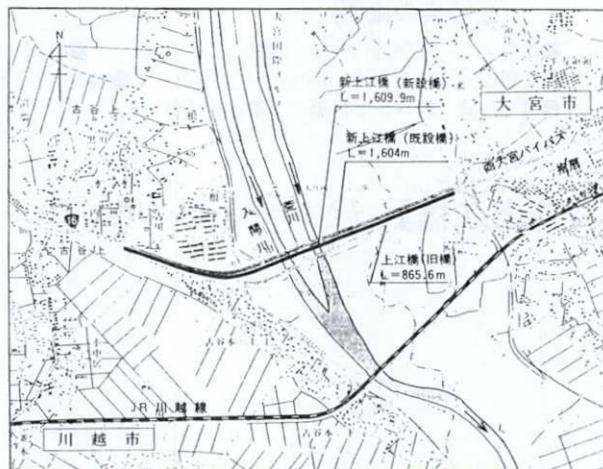
[新上江橋一般図] (一部分)



[新上江橋の概要]

- 路線名：一般国道16号
- 橋格：1等橋
- 橋長：
  - 新上江橋(新設橋) 1,609.9m
  - 新上江橋(既設橋) 1,604.0m
  - (旧橋は865.6m)
- 構造形式：3径間連続箱桁
- 幅員：10.5m
- 供用開始：平成9年度

[新上江橋位置図]



## 豆知識

### 上江橋の由来石碑(全文)

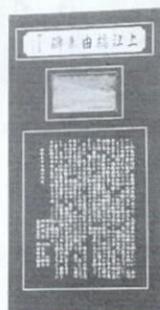
この東の古川は、昔荒川の本流であった。大字古谷上は上郷ともいい、西は二ノ関から握津までの区域である。昔から同じ生活圏である上郷が、荒川により分断されていたため、渡船による外なく、永い間大変不便をしていた。

そこで上郷の住民が相談り、一致協力埼玉県に橋梁の架設と、その経費にあてるため、橋錢徵収を申請し、その許可を得たものである。建設費は地元負担であり、かつ多額を要し、大規模な工事のため、並々ならぬ苦労と努力を重ねた末、毎年数回発生する洪水の都度桁まで外す構造で、明治27年悲願の幅二間、長さ六十二間の橋梁をこの地に架設し、地名をとり上江橋と命名した。そして、橋下を帆かけ船が上り下りしたものである。

然るに、天下の清流荒川、ひと度怒ればその名の如く、濁水滔々流域を浸し、その惨禍年々言語に絶するものあり、云々とうたわれた如く、名にし負う荒れ狂う荒川のため、国の事業として昭和のはじめ実施した、荒川・入間川の大河川改修により、荒川本線が、東方に付替されたものである。

そのため、上江橋も姿と所をかえ、国道16号の長

大な永久橋に生まれ変わり、また昔の上江橋も幾度かが架替し、江猿島上江橋とその名も改められ、面影も一変した今日、先人の偉業をたたえるとともに、歳経ずして消えようとしている上江橋の由来を後世に伝えるため、ここに碑を建立する。



昭和57年12月

埼玉県知事 畑 和 題字  
川越市長 川合喜一 撰文  
元古谷中学校長 内田瑛夫 謹書



## 告 知 板

# 埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例運用指針について

埼玉県は4月1日「埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例」を施行した。（建産連ニュースNo.90行政情報(3)で紹介）条例施行に合わせて条例運用指針が策定された。以下は運用指針の要点。

### この条例によって指定される区域はどんなところ？

この条例では、開発圧力が依然として強い地域などを含めて広く適用するのではなく、現行の厳しい開発規制のためにまちづくりの上で何らかの問題を抱えている地域において適用することを考えています。そして、区域を指定し、開発許可基準を緩和した結果、地域住民主体のまちづくりが進められ、都市と田園が共存する良好な地域づくりが推進される効果を期待しています。

具体的に、この条例の適用を検討する地域として、

- ① 人口減少により地域社会のコミュニティを維持することが困難になりつつある地域
- ② 今後、都市基盤の整備の見込みがなく、人口流出等による地域減退を防止する必要のある地域

などを考えています。

また、この条例を適用する指定区域（都市計画法の条文番号をとって、「8の3区域」と呼びます。）は、次のような特性を持った区域であると考えています。

#### ア 一定の都市基盤を備えた集落地域

「8の3区域」は、市街化調整区域の既存集落のうち、主要な道路や排水施設がすでに整備されており、原則として新たな公共投資による都市基盤整備を必要としない区域を対象にするものです。

#### イ 田園環境、自然環境と調和した集落地域

低水準の開発が無秩序に進行し、市街化調整区域ならではの田園環境、自然環境等が損なわれたり、土地利用や景観が混乱したりすることがないようにするために、「8の3区域」では、土地利用のあり方について慎重に検討を進めるとともに、田園環境と自然環境と調和した良好な地域づくりを進めます。

#### ウ 市町村と地域住民によるまちづくりの合意形成が図られた集落地域

「8の3区域」におけるまちづくりを実効性のあるものにするためには、区域指定を検討する段階において、地域住民の主体的参画と合意形成が不可欠です。そのため、市町村と地域住民、住民同士の合意形成、まちの将来イメージやまちづくりの進め方に対する共通の理解を持つことが、区域指定の前提になります。

#### エ 市町村の土地利用計画と整合のとれた集落地域

「8の3区域」の指定は、都市全体の土地利用に影響を及ぼす要因となることから、市町村の基本構想（総合振興計画）、市町村国土利用計画、都市計画マスターplanなどの土地利用計画と整合がとれている必要があります。

## この条例によってどのように区域指定されるの？

この条例により指定される区域である「8の3区域」は、市街化調整区域全体に適用されるのではなく、次のような段階でしばられると考えています。

### 市街化調整区域のうち

#### ① 市街化を促進すべき地域やスプロール化のおそれのある地域を除く

都市計画の観点から積極的に市街化を促進すべき区域や、市街化の圧力が強い地域については、土地区画整理事業や地区計画制度などの適用を検討することが望ましいことから、8の3区域から除きます。

#### ② 政令により区域に含めない土地等を除く

災害発生のおそれのある土地や農業環境及び自然環境の視点から保全すべき土地などを除きます。（都市計画法施行令第8条第1項第2号）

また、区域を指定する際は、農業転用許可との関係についての観点、水害防止の観点、自然環境形成の観点などに十分に留意する必要があります。

#### ③ 集落区域であり、一定水準の都市基盤を備えていること

ア　原則として、50戸以上の建築物の敷地がおおむね50m以内の間隔で存している集落地域であること（都市計画法第34条第8号の3、条例第2条）

イ　すでに主要な道路や排水施設が整備されており、原則として新たな都市基盤整備を伴わないこと（条例第2条）

#### ④ 市町村と地域住民の合意形成が図られること

まちづくりに関して市町村と地域住民との合意形成が図られていることが必要です。

【市町村長が対象区域の指定を申し出】【知事が開発審査会の意見を聴いて、指定】【区域内で、定められた用途、最低敷地面積での住居等の開発が可能】

## この条例によってどのような建築物が建てられるの？

この条例によって指定された「8の3区域」では、次の建築物の建築のための開発行為が認められます。

(1) 予定建築物の用途は、原則として住宅・小規模店舗等（条例第3条）

(2) 建築物の最低敷地面積は、原則として300m<sup>2</sup>（第4条）

(3) 建築物の高さは、原則として10m以下

また、「8の3区域」内では、ドライブインやガソリンスタンドなど都市計画法第34条各号によって従来認められていた建築物については、「都市の機能と田園・自然環境とが共生する質の高い居住地域」の形成を阻害するため、許可できることになります。

なお、環境の保全上支障がないと認められる場合で、市町村と地域住民の合意形成の上で、市町村長から申し出があった場合は、用途を変更することができます。（条例第3条ただし書）

また、「8の3区域」に指定されても、都市計画法上は市街化調整区域のままであるため、「8の3の区域」内の開発行為等については、開発許可申請手続きが必要となります。

## 「彩の国都市づくり指針」の策定について

埼玉県はこのほど、「彩の国都市づくり指針を策定、公表した。

### 【都市づくり指針とは】

- 「環境・安心・元気プラン」の都市づくりを推進し、21世紀の豊かな彩の国を実現するため、県や市町村の都市づくりに関する指針です。
- 「埼玉県長期ビジョン」を踏まえ、概ね20年後（2020年頃）の都市計画、市街地整備のあるべき方向、理念を広く示すものです。

### 【都市づくり指針の概要】

- 都市づくりの方針
  - 1 緑に包まれた環境と共生した都市をつくる
    - (1) 環境負荷の小さい循環型都市づくりの推進
    - (2) 自然環境を守り、育む都市づくりの推進
    - (3) 多様な機能を持った農地や森林の保全・活用
  - 2 都市の再構築を図り、質の高い都市をつくる
    - (1) 防災・防犯都市づくりの推進
    - (2) 中心市街地の再生
    - (3) ユニバーサルデザインによる都市づくりの推進
    - (4) 新たな産業支援と地域特性に応じた土地利用の誘導
  - 3 多機能複合都市を育成する
    - (1) 魅力ある拠点の形成
    - (2) 広域交通基盤の整備
- 都市づくりの実現に向けて
  - 1 あらゆる主体の参加・協働
  - 2 県と市町村の役割分担
  - 3 市町村の広域連携の必要性

「彩の国都市づくり指針」は、埼玉県のホームページからも御覧いただけます。

アドレス <http://www.pref.saitama.jp/A08/BB00/sisin/top.html>

## 建産連だより

### 財務診断サービスのご案内

東日本建設業保証株式会社 埼玉支店

平素は、弊社の前払金保証及び契約保証をご利用いただき厚くお礼申し上げます。

さて弊社では、建設企業の皆様の会社経営に役立てていただきため、コンピュータによる財務診断サービス「@ first（アットファースト）」を無料でご提供しております。

アットファーストは、会社の財務内容の特徴をひと目で把握できるグラフ主体の診断書です。申込みをされた方には、経営事項審査総合評点の算出シュミレーションも実施いたします。また、ご要望により中小企業診断士等による経営相談もお受けしています。お申込手続きも簡単ですので是非一度お気軽にお試しください。

#### 【お問い合わせ先】

さいたま市高砂4-3-15 K・Sビル5階  
TEL 048(861)8885 FAX 0120-027-336

### 組合初のISO認証本審査受査

埼玉県電気工事工業組合

当工組は、6月17・18日にISO9001の認証のため本審査を受けた。

キックオフして約8ヶ月で本審査となった。組合業務の講習、保険、広報誌、共同購買、電気の安全調査等の9業務が認証の適用範囲となったが事務局員全員が一丸となって準備したため比較的短時間で本審査までたどりついた。

これまでに外部による審査を予備審査と本審査初回訪問と2回受け、指導事項・指摘事

項を継続的に改善してきた。そのかいあってクローズミーディングでは不適合事項ではなく観察事項のみであった。このため通常1ヶ月かかる認証登録が2週間程度で実施される予定である。

当工組ではISO取得に自信を深め、さらにISO14000（環境）を目指す予定である。

### 「ホームページの開設」

(社)埼玉建築設計監理協会

当協会では、本年度のテーマの1つであります「IT」の実施の一環として、2001年12月からホームページを開設いたしました。会員をはじめとする関係皆様方との情報交流の場として、既存建築物の耐震診断・耐震補強事業、県内の大学を対象とした卒業設計コンクール、高齢者福祉へのコンサル、環境問題等々、当協会の活動の内容を掲載させていただいている。今後は、インターネット、e-mail、掲示板等を利用したデジタルデータでの情報の交換を進めさせていただきたいと思います。ぜひ、このホームページのアドレス<http://www.sekkan.jp>を左クリックしてください。

### 協会事業計画の骨子

協会の目的達成のため、運営組織を定め次の事業を行う。

#### ◎総務

総会・定例会・理事会の会議運営の協力、資料及び議事録作成、会員増強

#### ◎福利厚生

会員及び所員の健康と福利厚生についての諸活動、親睦旅行の実施、少子化社会の研究

#### ◎広報

会報の発行、県市町村への広報活動、協会

のP R、記録写真の保存

#### ◎業務

事業保険の研究、業務に関する各用紙の研究、告示第1206号実施の推進、事務所経営システムの研究、ISOの研究

#### ◎技術研修

意匠構造等の技術研修、材料施工の研究、都市再開発の研究、官公庁への協力と提言及び各種団体との交流、見学会の実施、環境問題の研究

#### ◎賛助会

賛助会員との情報交換・親睦・研鑽

#### ◎財務

事業費の検討、予算の検討、会計一般

#### ○特別委員会

- ・高齢者・福祉対策に関する研究
- ・耐震診断・補強等地震対策に関する研究
- ・県内建築系学生奨励事業の推進
- ・公共建築に関する研究

#### 本年度重点項目

- ・職能確立、社会的地位向上に関する諸活動
- ・IT化推進
- ・環境問題
- ・会員増強

## 《会員だより》

(財)埼玉県建築住宅安全協会

① 昨年6月から新たに開始した『住宅性能表示支援事業』については、お蔭さまをもちまして徐々にではありますが、実績が上がってきているところです。この支援事業は、『住宅の品質確保の促進等に関する法律』に基づく住宅性能評価制度が普及することを願うと共に、安全で安心出来る住宅を供給することで建築主の期待に応じることのお手伝いをさせていただくことを目的としています。

基本的には在来工法による木造2階建住

宅を対象としていますが、短期間で、しかも低廉な料金で、必要な申請図書の作成をいたします。詳しいことについては、専用のフリーダイヤル《0120-252-256》へ御遠慮なくお問い合わせ下さい。

② 通常総会に相当する『平成14年度第一回評議員会並びに第一回理事会』を5月27日に開催し、前年度事業報告、決算報告並びに本年度事業計画(案)収支予算(案)を原案どおり可決御承認いただきました。これを基に本年度の事業を進めてまいります。御協力の程、宜しくお願ひいたします。

## 第28回通常総会開催

埼玉県室内装飾事業協同組合

当組合では去る5月23日、大宮サンパレスにおいて第28回通常総会を開催致しました。平成13年度事業報告、収支決算書報告、監査報告、剰余金の処分及び平成14年度事業計画、収支予算、借入れ金額の最高限度を審議の上、いずれも原案通り可決承認されました。更に任期満了に伴う役員改選が行われ、理事23名、監事2名が選出されました。代表理事は秋山節理事長の重任となりました。

引き続き青年部第2回総会が開かれ、全議案が承認されました。

総会終了後、来賓、賛助会の皆様を迎えて懇親会が開かれ、定刻、盛況裡に終了致しました。

国内景気は構造改革の遅延により一向に上昇の気運がみられず、今後の見通しも当分の間明るい材料は期待出来ません。

当業界は消費需要の低迷と価格の下落による売上不振と公共投資削減による工事の減少や工賃の低下による採算性の悪化により特に厳しい状況となっております。

このような状況下、当組合と致しては、従来の延長線上に明日は無いとの認識から「イ

ンテリア事業高度化研究会」を立ち上げ、下請脱却と新事業分野進出のための研修事業を続けてまいりましたが、本年もこれを継続して経営セミナー、新技術講習、後継者育成等に取り組みます。

又、平成10年から取り組んで参りました「中小企業人材確保推進事業」は本年が最終年度となりますので、「雇用管理の改善」、「人材育成」、「技術の向上」の更なる推進を図ります。

時代の変化に伴い、組合に求められる役割も大きく変わってきていますが、組織強化に努め、全組合員一致協力して困難に立ち向かって参りますので、関係諸団体各位の一層のご支援をお願い申し上げます。

## 会長就任のご挨拶

(社)日本補償コンサルタント協会  
関東支部 埼玉部会  
会長 笠原保孝

第19回通常総会において第5代会長に選任されました。もとより浅学非才、誠に微力ではございますが、関係者各位のご指導ご鞭撻を賜りながら県部会の発展のため、技術力の向上、人材育成、業の公共性に鑑み社会的信頼の向上に努めてまいる所存でございます。

埼玉県部会は、(社)日本補償コンサルタント協会、及び関東支部の傘下にあって、中央用対、県用対によって技術指導、業務仕様書の研修指導等多くの分野でご指導、ご鞭撻を頂き、特に、埼玉県では、県内業者の育成強化を積極的に進めていただいたことにより我々の今日があるわけでございます。

このことを踏まえて埼玉県部会としては、補償業務の唯一の専門技術集団として更なる資質の向上と信頼の確保を図るため、全力を挙げて活動してまいりたいと存じます。

昨今の経済環境は、経済構造改革と長期に

わたる景気低迷の渦中にあって非常に悪い、仕事の量は激減し受注競争は激しさを増し、そして、銀行が進める不良債権の早期処理やペイオフ実施により、銀行の融資が円滑におこなわれるのか不安な要素が数え切れない。

誠に困難な時期ではあるが、会員一致結束して英知を結集して、この難闘を突破し、活路を見出していくことが部会の役目であると思っている。

このような非常に厳しい環境ではあるが、明るい情報としては、国土交通省が国、公團等関係機関、及び、各都道府用地担当部局長宛に出した「公共用地取得の積極的推進について」の通達です。

この通達では、「用地取得業務における民間業者の活用として、補償コンサルタント等への委託の推進等更なる民間事業者の活用」を求めていることから、今後、各起業者においてもこの趣旨を活かした業務が行われることとなると思います。

県部会としても業務領域の拡大となることなので、県ご当局のご指導をいただき、研修事業を実施して業務内容、実行方法や技術の普及を図り県部会の会員が、この業務の受注者として起業者の信頼を得られるような状況を早急に作りたいと思います。

私は、役員の方々と一緒に会員の役立つことを中心に部会を運営していきたいと思います。会員各位のご協力、ご支援をお願い申し上げましてご挨拶といたします。

## お知らせ

### 建産連会館の 夏期休館について

建産連事務局

当建産連は、8月13日から16日までの4日間を夏期の一斉休館といたします。したがって、その期間は、会館センターを含む全館を閉鎖いたします。

## 連合会日誌

- 4月22日 埼玉県地質調査業協会総会（浦和商工会議所会館）に関常務理事出席
- 4月25日 監事監査  
平成13年度事業、同年度収支決算及び財産管理について監事による監査を実施
- 4月26日 広報委員会  
建産連ニュース第92号の発行、第93号編集案、平成14年度広報・啓発事業について協議
- 5月9日 正副会長会議  
理事会付議事項について事前協議
- 理事会  
平成14年度通常総会日程、総会付議議案等について協議
- 5月10日 平成14年度彩の国埼玉さくらの会総会（ロイヤルパインズホテル）に関常務理事出席
- 5月15日 (社)日本補償コンサルタント協会関東支部埼玉県部会総会（共済会館）に関常務理事出席
- 5月16日 (社)埼玉県空調衛生設備協会総会（アルーサ清水園）に関常務理事出席
- 5月21日 (社)埼玉県造園業協会総会（東武ホテル）に関常務理事出席
- 5月22日 (社)全国建設産業団体連合会正副会長会議・理事会（建設業振興基金）に島村会長等出席  
(社)埼玉県建築士事務所協会総会（アルーサ清水園）に関常務理事出席
- 5月23日 (社)埼玉県建設コンサルタント技術研修協会総会（東武ホテル）に関常務理事出席
- 5月24日 (社)埼玉県測量設計業協会総会（建産連会館センター）に関常務理事出席
- 5月27日 埼玉県電気工事工業組合総代会（アルーサ清水園）に関常務理事出席
- 5月28日 (社)埼玉県電業協会総会（建産連会館センター）に関常務理事出席
- 5月30日 (社)埼玉建築土会総会（建産連会館センター）に関常務理事出席
- 5月31日 埼玉県構造改善推進協議会（県民健康センター）に島村会長出席  
(社)埼玉建築設計監理協会総会（東晶大飯店）に関常務理事出席
- 6月7日 (社)全国建設産業団体連合会正副会長会議・総会（東海大学校友会館）に島村会長等出席

## 6月12日 通常総会

平成14年度（第23回）通常総会を建産連会館センターで開催。平成13年度事業報告、一般・特別両会計収支決算、平成14年度事業計画、一般・特別両会計収支予算並びに役員選任等についてそれぞれ議決、承認した。

総会終了後、大ホールにおいて懇親会を開催

## 7月11日 総務委員会

全国府県建産連会長会議の提出議題等について協議

### □全国ネットの調査網による物価本

## 月刊 建設物価

設計・積算、資材・調達、契約・審査

土木、建築工事の積算、価格の算定や入札価格の積算に必要な資機材、労務費の調達価格を満載。建設市場の動向に応じ、的確な建設物価情報を提供し、官公庁をはじめ建設業界で、設計、積算の基礎資料として活用されています。

年間購読料（税込み）送料サービス

- 毎月配本 37,200円  
(1冊あたり3,100円)
- 臨時増刊号(年2冊)サービス
- B5判／約900ページ  
一部定価 3,800円(税込)

### □土木工事市場単価情報誌

## 季刊 土木コスト情報

4月刊(春)・7月刊(夏) 10月刊(秋)・1月刊(冬)

歩掛の積み上げ計算を止め、市場の契約工事費をそのまま公共土木工事に採用する「市場単価」方式が、年々増加しています。掲載は、全国47都道府県別価格です。

年間購読料（税込み）  
送料サービス

- 年4回配本 12,000円  
(1冊あたり3,000円)
- B5判／約390ページ  
一部定価 3,400円(税込)

### □建築と設備工事の情報誌

## 季刊 建築コスト情報

4月刊(春)・7月刊(夏) 10月刊(秋)・1月刊(冬)

建築・設備工事で市場単価18工種掲載。標準施工単価は66工種を掲載。共通費率早見表も面倒な計算が省略でき好評です。

年間購読料（税込み）  
送料サービス

- 年4回配本 15,800円  
(1冊あたり3,950円)
- B5判／約760ページ  
一部定価 4,600円(税込)

### 国土交通省公表土木工事標準歩掛



## 国土交通省土木工事積算基準

■国土交通省大臣官房技術調査課／監修 ■B5判／930ページ／定価9,030円(税込)

橋台・橋脚の施工歩掛をはじめ4工種を新規に制定。13工種の見直し。

### 国土交通省公表による積算基準を基に積上げ積算の手法を解説



## 土木工事積算基準マニュアル

■B5判／900ページ／定価9,480円(税込)

平成14年度版「国土交通省土木工事積算基準」の標準歩掛に基づき、各工種毎に具体的な積算事例を豊富に収録し、積算業務の初心者からベテランまで実務に役立つ実用的な解説書です。

ご購入は全国主要書店及び政府刊行物取扱店又は下記へお申し込みください。



http://www.kensetu-navi.com/  
(毎月の資材市況・出版物・講習会情報を提供中)

### 財団法人 建設物価調査会

〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町11-8 フジタービル

☎ (03)3663-8761代 FAX (03)3663-1397

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会会員名簿 (順不同)

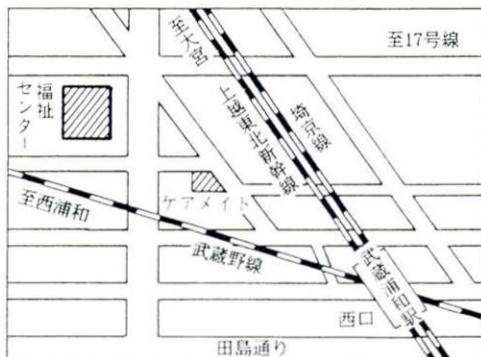
〒336-8515 さいたま市鹿手袋4-1-7 電話 048-866-4301  
 社団法人 埼玉県建設産業団体連合会 FAX 048-866-9111  
 会長 島村治作

(平成14年7月1日現在)

構成団体名	代表者	所在地	〒	電話番号
(社)埼玉県建設業協会	会長 關根 宏	さいたま市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(861)5111
(社)埼玉県電業協会	会長 佐野 良雄	"	"	048(864)0385
(社)埼玉県造園業協会	会長 小林 文武	"	"	048(864)6921
東日本建設業保証(株)埼玉支店	支店長 大澤二三夫	さいたま市高砂4-3-15 K・Sビル5階	336-0011	048(861)8885
埼玉県電気工事工業組合	理事長 小澤 浩二	さいたま市宮原町1-39	330-0038	048(663)0242
(社)埼玉県空調衛生設備協会	会長 有山 賢市	さいたま市下落合4-8-10	338-0002	048(855)4111
(社)日本塗装工業会埼玉県支部	支部長 鈴木 眞	さいたま市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(866)4381
埼玉県建設大工工事業協会	会長 目黒 有	"	"	048(862)9258
(社)埼玉建築士会	会長 高木 容	"	"	048(861)8221
(社)埼玉県建築土事務所協会	会長 荒井 正幸	"	"	048(864)9313
(社)埼玉建築設計監理協会	会長 片渕 重幸	"	"	048(861)2304
(社)埼玉県測量設計業協会	会長 遠藤 修一	"	"	048(866)1773
建設業労働災害防止協会埼玉県支部	支部長 首藤 淳	"	"	048(862)2542
埼玉県道路舗装協会	会長 真下 恵司	"	"	048(861)9971
埼玉県コンクリート製品協同組合	理事長 日下 銀二	上尾市本町1-5-20	362-0014	048(773)8171
埼玉県コンクリート圧送事業協同組合	理事長 庭野 敏夫	さいたま市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(866)4311
埼玉県砂利協同組合連合会	会長 小林 勘市	熊谷市赤城町2-88	360-0826	048(522)0333
埼玉県下水道施設維持管理協会	会長 小山 保	さいたま市常盤9-5-8 ときわビル2階	336-0001	048(831)9667
埼玉県環境安全施設協会	会長 中村 正	さいたま市宿285-2	338-0814	048(854)1518
(財)埼玉県建築住宅安全協会	理事長 横田 充穂	さいたま市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(865)0391
埼玉県総合建設業協同組合	理事長 關口 雅之	"	"	048(864)2811
埼玉県建設業健康保険組合	理事長 清水 澄弘	"	"	048(864)9731
埼玉県建設業厚生年金基金	理事長 島村 治作	"	"	048(866)4331
(社)情報通信設備協会埼玉県支部	支部長 横田 充穂	さいたま市浅間町1-4-4	330-0842	048(642)5771
埼玉県地質調査業協会	会長 遠藤 計	さいたま市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(862)8221
埼玉県生コンクリート工業組合	理事長 鈴木 昭英	さいたま市南浦和3-17-5	336-0017	048(882)7993
埼玉県設備設計事務所協会	会長 服部 幸二	さいたま市高砂3-10-4	336-0011	048(864)1429
埼玉アスファルト合材協会	理事長 島村 健	さいたま市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(838)5636
埼玉県室内装飾事業協同組合	理事長 秋山 節	さいたま市東大成2-453 サンハイツ新原301	330-0037	048(667)5522
(社)日本補償コンサルタント協会関東支部埼玉県部会	会長 笠原 保孝	さいたま市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(844)0111
(社)埼玉県建設コンサルタント技術研修協会	会長 小山 正夫	さいたま市高砂4-4-1 三幸ビル2階	330-0011	048(863)0988

賛助会員

さいたま市建設業協会	会長 關根 宏	さいたま市鹿手袋4-1-7	330-0031	048(863)3203
------------	---------	---------------	----------	--------------



## 埼玉建設労働者研修福祉センター をご利用下さい

【所在地】さいたま市鹿手袋4-1-7

【電話】048-861-4311

【施設】大ホール（椅子席500名収容）、会議室、和室、レストラン、喫茶ルーム

【開館時間】午前9時～午後5時

## 建産連ニュース 第93号

平成14年7月15日発行

発 行 社團法人埼玉県建設産業団体連合会

企画・編集 広 報 委 員 会

〒336-8515 さいたま市鹿手袋4丁目1番7号

電 話 048-866-4301

FAX 048-866-9111

印 刷 〒336-0011 さいたま市高砂3-6-9

株式会社 信 陽 堂

## 『建産連ニュース』データ版ご利用の際のご注意

建産連ニュースのデータ版については、以下の事項をご了解の上、ご利用いただきま  
すようお願い申し上げます。また、当ファイルを閲覧・ダウンロードされる際には、こ  
の条項にご了解いただいたものとみなします。

### (1) 著作権について

『建産連ニュース』の著作権は、社団法人埼玉県建設産業団体連合会に帰属しま  
す。無断での転用・転載を禁じます。

### (2) 免責事項

『建産連ニュース』内掲載の記事・広告は、発行当時のものであり、現在の状況  
とは差違が生じている部分がございますので、ご注意ください。

なお、記載内容に関連し、ご利用者の故意・錯誤により生じたいかなる損害につ  
いても、一切の責任を負いかねます。

### (3) 配布について

この『建産連ニュース』データ版は、無料で配布しておりますが、著作権者の許可  
無くしての二次利用・再配布を禁止いたします。

なお、本ページは著作者情報となります。このページを削除することを禁じます。

### (4) お問い合わせ

その他、記事内容・ご利用方法について、疑問・質問等がございましたら、下記  
の当連合会事務局までお問い合わせください。

#### ○お問い合わせ

社団法人埼玉県建設産業団体連合会  
事務局

電話 048-866-4301

E-mail somu@sfcc.or.jp

URL <http://www.sfcc.or.jp/>

平成23年2月